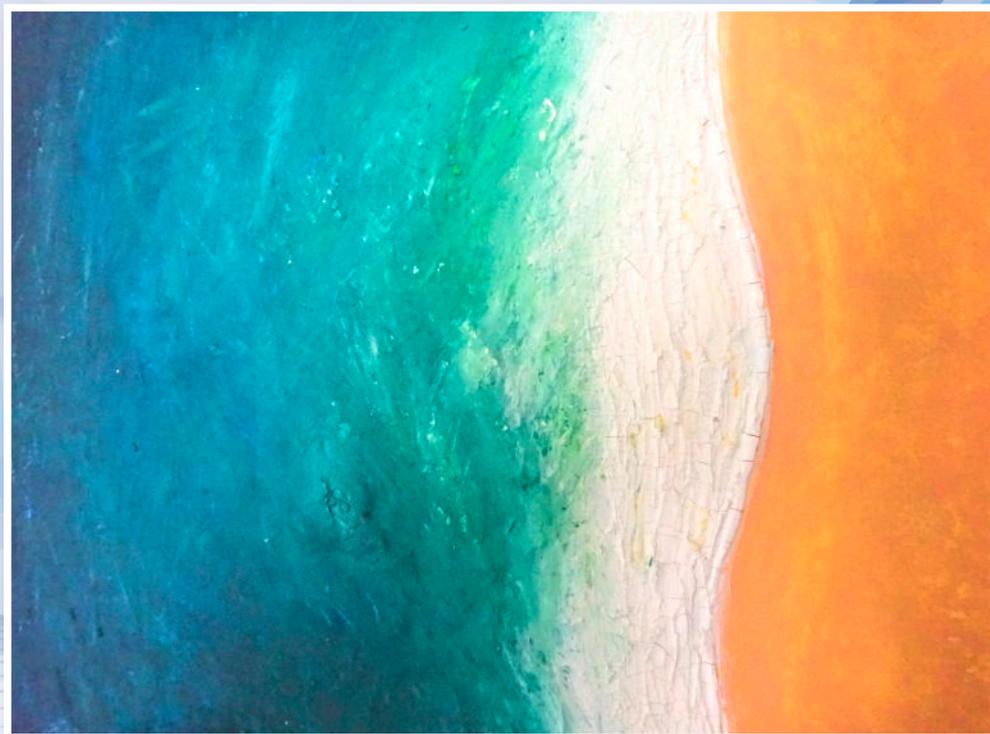


特集

令和4年版
再犯防止推進白書



再犯防止推進計画策定後の課題と 今後の展望～当事者の声とともに振り返る～



海



特集

再犯防止推進計画策定後の課題 と今後の展望～当事者の声とともに振り返る～

政府は、2017年（平成29年）12月に再犯防止分野で初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画は、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までを計画期間とするものであり、2022年度（令和4年度）は同計画の最終年度となる。本特集では、「黎明期」ともいえる最初の計画期間における再犯防止の取組について、当事者である犯罪をした者、その立ち直りを支援する方及び再犯防止に関する有識者も交えて振り返るとともに、課題を確認し、次期「再犯防止推進計画」に向けたバトンとして受け渡していきたい。

第1節 主な罪名別に見た再犯防止施策の課題と今後の展望

1 薬物事犯

(1) 序論

薬物事犯者は、犯罪・非行をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合が多い。2020年（令和2年）出所者（覚醒剤取締法違反）の2年以内再入者は776人であり、そのうち8割以上に当たる654人が同罪名による再犯であることから（**特1-1-1**参照）、覚醒剤への依存の強さがうかがえる。

そのため、薬物事犯者の再犯・再非行を防止するためには、「改善更生に向けた指導」のみならず、「依存からの『回復』に向けた治療や支援」を継続することも必要である。矯正施設や保護観察所では、効果検証を実施しながら専門プログラムの改善等を図っているほか、薬物事犯者を地域の保健医療機関等に適切につなげるための支援にも注力している（**特1-1-2**参照）。

また、薬物事犯の中でも大麻事犯の検挙人員は8年連続で増加するなど過去最多を更新しており、「大乱用期」とも言える状況になっている。大麻事犯は、検挙人員の約7割が30歳未満であるなど（**特1-1-3**参照）、若年層における乱用拡大が顕著でもあり、その対応が急務となっている。

(2) 指標

特1-1-1 覚醒剤取締法違反の同罪名による2年以内再入率^{※1}の推移

（平成28年～令和2年）

年次 （出所年）	出所 受刑者数 a（人）	2年以内再入者数		うち同一罪名	
		b（人）	b/a（%）	c（人）	c/b（%）
平成28年	6,144	1,149	(18.7)	980	(85.3)
29	6,134	1,061	(17.3)	887	(83.6)
30	5,982	957	(16.0)	782	(81.7)
令和元年	5,367	846	(15.8)	698	(82.5)
2	5,008	776	(15.5)	654	(84.3)

注 1 法務省調査による。

※1 2年以内再入率：各年の出所受刑者に占める「2年以内再入者数」の割合である。「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者（出所事由が満期釈放又は仮釈放の者）のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者の人員である。

特1-1-2

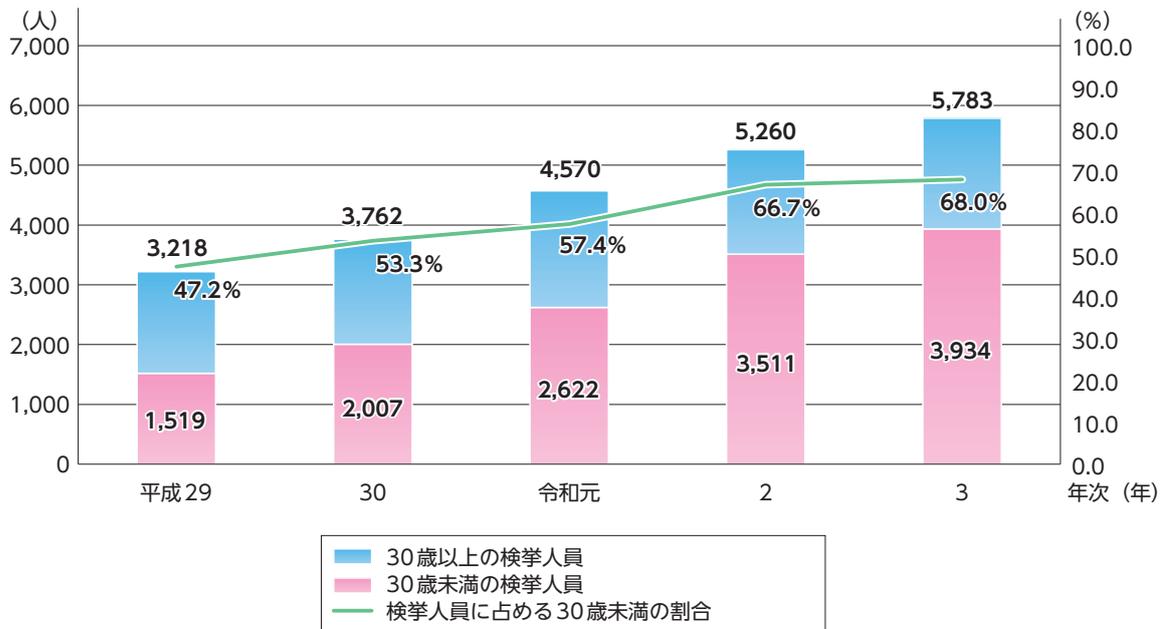
薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成29年度～令和3年度)

年度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数
平成29年度	7,569	393 (5.2)
30	7,717	527 (6.8)
令和元年度	8,096	566 (7.0)
2	8,549	613 (7.2)
3	8,501	536 (6.3)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
 3 ()内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

特1-1-3 大麻事犯の検挙人員



- 注 1 警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べによる。

(3) 主な取組と課題

ア プログラムの効果検証について

(ア) 刑事施設における薬物依存離脱指導の効果検証結果

刑事施設における特別改善指導「薬物依存離脱指導」（【施策番号44】参照）については、刑の一部執行猶予制度の開始により、当該対象者の実刑部分が比較的短期間となる可能性があることから、刑期の短い者等にも柔軟に指導できるよう、標準プログラムを改訂^{※2}し、2017年度（平成29年度）から本格的に新体制で指導を実施（以下「新実施体制」という。）している。この新実施体制における

※2 従来1種類だった標準プログラムを①必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、②専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、③選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の3種類に複線化したほか、施設内処遇から社会内処遇への一貫性を保つことができるものに指導内容を改訂したものを。

標準プログラムの指導効果を検証するため、専門プログラムの受講による薬物に対する態度等の変化について、心理尺度（特1-1-4参照）を用いた質問紙調査を実施した（調査1）。また、新実施体制における標準プログラムの受講率及び薬物依存離脱指導対象者の再犯^{※3}率を標準プログラム改訂前の指導体制（以下「旧実施体制」という。）と比較し、改訂に伴う効果を中心に確認した（調査2）。

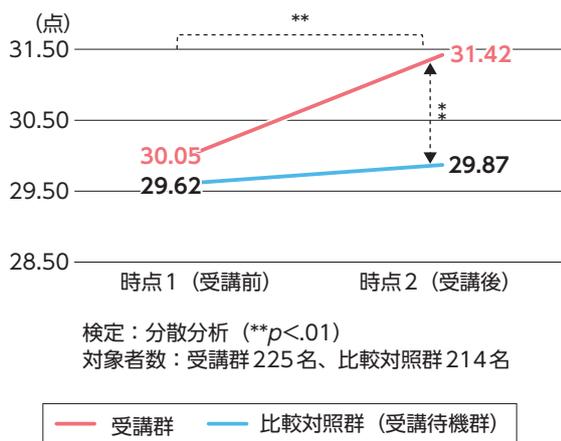
調査1では、受講群と比較対照（受講待機）群^{※4}に対し、受講前後（比較対照群については同時期）に自記式質問紙調査を実施し、専門プログラムによる心理尺度得点の変化を確認したところ、薬物を再使用しないためのスキル、継続的に治療や援助を求める態度、薬物依存の問題を変えたいという変化への動機付け及び薬物の対処行動に関する全般的な自信について得点の上昇が認められた（特1-1-5参照）。調査2では、新実施体制における調査対象者^{※5}の95.1%が標準プログラムを受講しており、旧実施体制の調査対象者^{※6}と比べて受講率が27.0ポイント向上したほか、新実施体制の調査対象者の再犯率は20.9%であり、旧実施体制下での結果（26.6%）より5.7ポイント低く、統計的に有意な差が認められた（特1-1-6参照）。これらの検証結果から、標準プログラムの改訂は、受講率の向上に寄与し、薬物犯罪の再犯率の減少にも寄与した可能性が示唆された。

特1-1-4 質問紙調査に用いた尺度（一部抜粋）

指導目標	尺度名	概要	下位尺度	項目数	信頼性係数 α
薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解	SOCRATES—8D (小林他、2010)	薬物依存の問題を変えたいという変化への動機付けを測る。	病識	7	0.86
			迷い	4	0.67
			実行	8	0.79
断薬への動機付けを高める	薬物依存に対する自己効力感スケール (森田他、2007)	薬物に対する欲求が生じたときの対処行動に関する自信を測る。	全般的自己効力感	5	0.81
			個別場面自己効力感	11	0.96

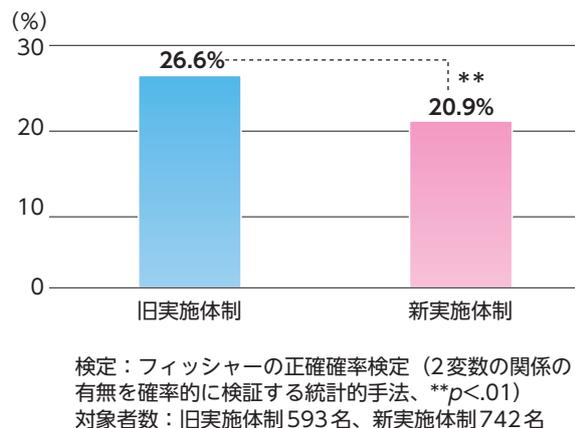
出典：法務省資料による。

特1-1-5 動機付けの変化（SOCRATES 病識尺度）



出典：法務省資料による。

特1-1-6 新旧実施体制の出所後2年以内再犯率の比較



出典：法務省資料による。

※3 本調査における再犯とは、前回刑事施設出所後から2年以内にじゃっ起され、実刑判決を受けて再び受刑する結果となった事件のうち、最も犯行日が早い薬物事件を指す。
 ※4 調査1の調査対象者：2018年（平成30年）10月から2020年（令和2年）11月までの間に調査対象施設に在所し、専門プログラムの受講の必要性が認められた対象者（439名）を受講群（225名）と比較対照（受講待機）群（214名）に無作為に割り付けたもの。
 ※5 新実施体制における調査対象者：2018年（平成30年）11月から2019年（令和元年）5月までの間に調査対象施設から出所した薬物依存離脱指導対象者742名（受講者706名、未受講者36名）
 ※6 旧実施体制における調査対象者：2013年（平成25年）に出所した薬物依存離脱指導対象者593名（受講者404名、未受講者189名）

(イ) 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの効果検証結果

保護観察所における薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）については、運用を開始した2016年（平成28年）6月から一定期間が経過したことを踏まえ、その対象者の再犯追跡調査及び質問紙調査を行った。再犯追跡調査については、2018年（平成30年）に薬物事犯により保護観察に付された成人保護観察対象者の保護観察開始後4年以内の薬物事犯の再犯率を、同プログラム受講群と非受講群別に調査したところ、同プログラム受講群の再犯率は30.3%であり、非受講群のそれ（34.6%）より統計的に有意に低く、同プログラムの受講による一定の再犯防止効果が示唆された。

質問紙調査については、刑事施設において薬物依存離脱指導の専門プログラムを受講した者等が仮釈放等により釈放された後の薬物再乱用防止プログラム受講前後の心理尺度得点の推移を調査したところ、薬物依存からの離脱につながる態度等が比較的高い水準に保たれていることが認められた。

(ウ) 効果検証を踏まえたプログラム改訂等

今回の効果検証結果を踏まえ、刑事施設及び保護観察所において、より効果的かつ一貫性のある指導を実施するため、薬物依存を有する者への支援に関する知見を有する専門家から助言を仰ぎつつ、プログラムの更なる充実化に向けた検討を進めている。

イ 保健医療機関等につなげる指導・支援の現状と課題

刑事施設や保護観察所では、薬物依存からの回復に向けた指導・支援を実施しているが、刑事司法機関が関わることのできる期間は限られたものであることから、保護観察所においては、保護観察等の処遇終了時期を見据えて地域の保健医療機関等の支援につなげるよう取り組んでいる。

基本的な取組としては、保護観察所で実施している薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）に、ダルク等の支援機関・団体のスタッフの参加を得て、ダルク等の活動に触れる機会を作ったり、薬物依存を改善するための医療やプログラム等の援助を提供している機関等と連携し、これら機関等の医療や援助を受けるよう保護観察対象者に必要な指示を行ったりしている。また、2019年度（令和元年度）から、薬物依存のある対象者が、地域における支援を自発的に受け続ける習慣を身に付けられるよう、仮釈放後の一定期間、更生保護施設等に居住させた上で、ダルク等の支援機関・団体と連携した保護観察処遇を実施するなどの試行的な取組（【施策番号47】参照）を開始している。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】参照）を策定し、2016年度（平成28年度）から運用を開始している。保護観察所は、同ガイドラインに基づき、地域において薬物依存症患者への治療や支援を実施している機関・団体による連絡会議を定期的に開催するなどして、地域支援体制の構築を図っているほか、個別のケースについてケア会議を開催するなどして、保護観察期間中のできるだけ早い段階から地域社会での治療・支援につなげるように努めており、こうした取組を通じて、治療・支援に当たる機関・団体の相互理解を深めている。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保護観察期間中に地域の保健医療機関等による治療・支援を受けた者の割合は2017年度（平成29年度）は5.2%、2020年度（令和2年度）は7.2%と上昇傾向にあったが、2021年度（令和3年度）においては、6.3%と減少に転じた（特1-1-2参照）。保護観察期間中に地域の保健医療機関等の治療・支援につながる割合は小さく、今後も引き続き、地域社会での治療・支援へのつなぎに力を入れていく必要がある。

第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法には、保護観察における特別遵守事項として、更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものについては、これを受けることを指示し、又は保護観察対象者にこれを受けることを義務付ける

ことを可能とする規定が設けられた。これにより、保護観察対象者に対して、保護観察期間中から支援機関・団体によるプログラム等の受講を義務付けることが可能となった。このような取組を通じて、保護観察対象者と地域社会との間で、保護観察対象者が、保護観察終了後も自らの意思でそうしたプログラム等の受講を続けられる関係性が築かれ、地域社会において“息の長い”支援が可能となっていくものと考えられる。

【当事者の声】～出会いと正直になれる環境～ 特定非営利活動法人八王子ダルク施設長 加藤 隆

28歳のとき、覚醒剤の使用・所持で保護観察を受けることになりました。当時は、日々薬を使うことだけを考えていたので、保護観察初日も、保護観察所での手続を終えた後、その足で仲間のところに行き、その日のうちに覚醒剤を当然のように使いました。その後も逮捕前と変わらず薬を使うために生きるような生活を送っていたら、また逮捕されました。尿検査が陰性だったので留置場から出られましたが、そのとき、保護観察官から、このままの生活を続けるのか、病院で治療を受けるのかどちらか選びなさいと言われました。

同じことの繰り返しに私自身が疲れ果てていましたし、刑務所には行きたくないという思いが強くあったので、病院に入院することにしました。病院では担当医からこう言われました。

「あなたは薬物依存症です。薬を止め続けるために一度ダルクに行ってみないか。あなたの仲間がダルクにはいるよ。」

そんな強制的ではない対応がダルクに行く気持ちにさせてくれました。

ただ、ダルクに行ってから何回か薬を使ってしまうことがありました。でもダルクでは再使用を責められることが決してありませんでした。だから、生まれて初めて、薬を使ったことを正直に話すことができました。使ったことを言ってもいい、再使用しても排除されない環境が正直にさせてくれたんだと思います。ダルクで生活を続けることで、次第に止め続けたいという気持ちが湧いてきました。

色んなご縁があり、気づいたらダルクの施設長になっていました。保護観察所のプログラムのスーパーバイズをすることもありますが、どちらかというとな保護観察官は抱え込みすぎなのかなと思います。もっと地域につなげる働き掛けを強めてもらいたいです。私は保護観察官や医師に背中を押され、ダルクと出会いました。大事なのは人との出会いと正直になれる環境かなと自分の人生を振り返ってみて思います。

ウ 大麻等の薬物対策のあり方に関する見直しについて

我が国における薬物行政については、戦後制定された薬物4法^{*7}を基本として、取締りをはじめとした各種施策が実施されてきたところ、違法薬物の生涯経験率は諸外国と比較して、著しく低くなっているなど、高い成果を挙げてきている。

しかし、大麻事犯の検挙者数は急増（特1-1-3参照）しており、若年層における大麻乱用や、再犯者率の上昇、大麻キッドなど人体への影響が高い多様な製品の流通拡大が問題となっている。

大麻に関する国際的な動向に目を向けると、諸外国においては、大麻から製造された医薬品が市場に流通し、2020年（令和2年）12月に開催された国連麻薬委員会（CND）の会合において、麻薬単一条約上の分類に、大麻の医療上の有用性を認める変更がなされたところである。

このような大麻に関する我が国社会状況の変化や国際的な動向等を踏まえ、厚生労働省は、今後の薬物対策のあり方を検討するため、2021年（令和3年）に「大麻等の薬物対策のあり方検討会」^{*8}を開催し、同検討会では、「使用」に対する罰則を設けていないことが「大麻を使用してもよい」と

^{*7} 薬物4法：「覚醒剤取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」

いう誤ったメッセージと受け止められかねない状況となっているとの指摘や、再乱用防止と社会復帰支援の推進については、刑事司法機関、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等がより一層連携し、“息の長い”支援を目指すことの重要性が確認された。

厚生労働省ではこのとりまとめを受けて、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた議論や、その論点整理等を行うため、2022年（令和4年）3月に厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の下に大麻規制検討小委員会^{※9}を設置し、大麻規制の見直しについての議論をとりまとめた。

具体的には、

- ・若年層を中心に大麻事犯が増加している状況の下、薬物の生涯経験率が低い我が国の特徴を維持・改善していく上でも、大麻の使用禁止を法律上明確にする必要がある
- ・大麻について使用罪の対象とした場合でも、薬物乱用者に対する回復支援のための対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も併せて充実させるべきである

といった方向性が示された。

今後、大麻取締法等の改正に向けて、引き続き必要な検討を進めていく予定である。

(4) 今後の展望

刑事司法機関、医療・保健・福祉機関といった各関係機関が、それぞれが行う指導や支援を更に充実させることはもちろんのこと、各関係機関の指導や支援が連続性・一貫性をもって実施される必要がある。そのためには、各関係機関の連携体制を深め、対象者に関する情報の共有が密に行われることが望ましい。また、それぞれの関係機関のみで効果検証を行うのではなく、刑事司法手続やその後の地域社会での指導・支援を合わせて検証を行うことなどを通じ、各関係機関の縦割りを打破し、政府一丸となって薬物事犯者に対する効果的な方策を検討していきたいと考えている。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】 和田清委員（昭和大学薬学部客員教授）

薬物乱用問題は、一次予防（使わない+使えない環境作り）、二次予防（早期発見、早期介入）、三次予防（社会復帰）という観点から対応することが重要である。わが国の一次予防策の成果は、国際的には、使うこと自体が違法とされる薬物の生涯経験率（これまでに1回でも使ったことのある者の割合）の群を抜く低さに現れている。その一方で、二次予防策の貧困さは認めざるを得ない状況にあった。「刑の一部の執行猶予」制度の導入とそのための施策は、司法領域主導の大改革ではあるが、結果的に、二次予防体制が劇的に改善したと考えている。三次予防については、就労を急ぐあまり再使用に及んでしまう例もあり、そのバランスが難しい。

ところが、「大麻等の薬物対策のあり方検討会」では、わが国の一次予防策を揺るがしかねない意見が出され、教育・保健・医療・司法領域での混乱が危惧される状況にある。依存性薬物に手を出さなければ薬物依存症には決してならない。逆に、薬物依存症になってしまうと、誰にとっても良いことは一つもない。再犯防止対策の主眼は、二次予防策、三次予防策の検討にあるが、それ以前に再犯予備群が増えては本末転倒である。そうならないためにも、再犯予備軍を生み出さないための一次予防策の再確認・再検討が必要である。

※8 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00005.html
大麻の「使用」に対する罰則は賛否があり、賛成として、不正な使用の取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点からは、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見出し難いといった意見、反対として、大麻を使用した者を刑罰により罰することは、大麻を使用した者が一層周囲の者に相談しづらくなり、孤立を深め、スティグマ（偏見）を助長するおそれがあるといった意見などがあった。



※9 大麻規制検討小委員会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25666.html



2 性犯罪

(1) 序論

性犯罪の2年以内再入率は2020年（令和2年）出所者で5.0%となっており、出所者全体（15.1%）と比べると低く、再犯率が高いとまでは言えない（特1-2-1参照）。しかし、その一方で、性犯罪は、「魂の殺人」と言われるように、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、再犯率の高低にかかわらず、その根絶は、喫緊に取り組むべき課題といえ、性犯罪の再犯防止に積極的に取り組んでいく必要がある。

政府においては、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」^{※10}（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までの3年間を「集中強化期間」として、性犯罪の再犯防止対策を含む実効性ある取組を進めている。

(2) 指標

特1-2-1 性犯罪の同種犯罪による2年以内再入率

（平成28年～令和2年）

年次 (出所年)	出所 受刑者数 a (人)	2年以内再入者数		うち同種犯罪	
		b (人)	b/a (%)	c (人)	c/b (%)
平成28年	674	54	(8.0)	12	(22.2)
29	643	53	(8.2)	13	(24.5)
30	653	55	(8.4)	13	(23.6)
令和元年	630	40	(6.3)	5	(12.5)
2	536	27	(5.0)	8	(29.6)

注 1 法務省調査による。

2 「性犯罪」は、強制的性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。

(3) 主な取組と課題

ア 刑事施設及び保護観察所における専門的プログラムの充実化について

法務省は、2019年度（令和元年度）に、刑事施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、法律、心理学、医学等の有識者を構成員とする検討会を開催し、2020年（令和2年）10月にその結果を「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」^{※11}として取りまとめ、公表した。

同報告書では、従来のプログラムの課題と更なる充実に向けた方向性、矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導、指導担当者の研修体制の3つの論点について提言がなされた。

法務省は、同提言の内容を踏まえ、専門的プログラムの内容を改訂し（特1-2-2参照）、2022年度（令和4年度）から新たなプログラムを実施しているほか、その実施体制の充実を図っている。

新たなプログラムにおいては、従前、「夜出歩かない」など、再犯をしないための取組を実行させる指導が中心であったが、対象者の前向きな意欲を活用する観点から、再犯をしないという目標だけ

※10 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html#policy



※11 「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」関係資料URL

https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo10_00027.html

（法務省ホームページ「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書について」へリンク。）



でなく、将来なりたい自分や達成したい目標とその実現に向けた取組を対象者に考えさせ、対象者の主体性を喚起し、プログラムの指導効果を高めることとしている。また、特定の問題性を有する者に対する指導効果が不十分であるとの効果検証の結果等を踏まえ、小児に対する性加害や痴漢などの習慣的な行動とみなせる性加害を行った者等に対応した指導内容を追加した。さらに、対象者自らが再び性犯罪をしないために作成する再発防止計画について刑事施設及び保護観察所の様式を共通化するとともに、保護観察所による再発防止計画作成後の指導として、毎月1回の頻度で性的な興味関心や問題の対処状況等に関する自己点検シートを作成させ、指導効果の維持を図るとともに、再犯の兆候等を可能な限り把握できるようにしている。

指導担当者の研修に関しては、2022年度（令和4年度）は、刑事施設及び保護観察所における指導担当者が互いに方向性を共有してプログラムを発展させていくことを目的として、機関の枠を超えて合同の研修を実施した。

今後も、改訂後のプログラムの運用状況等を適切に検証し、対象者の再犯防止に一層効果的なものとなるよう必要に応じて見直しを図っていくこととしている。

特1-2-2 性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）^{※12}

刑事施設及び保護観察所の連携を強化した
性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）（概要）

令和4年4月 法務省矯正局・保護局

収容中から出所後までのプログラムの内容の充実

【改訂の必要性】

（受講者の目標や取組内容の見直し）

従前のプログラムでは、「夜出歩かない」など、再犯をしないための取組を
実行させる指導が中心
⇒プログラム受講者の前向きな意欲を活用する工夫
が必要

（指導効果が上がりにくい対象者群への対応の充実）

特定の問題性を有する者への指導効果が不十分
⇒指導効果が上がりにくい対象者群に対する更なる
処遇上の工夫が必要

【改訂後のプログラム】

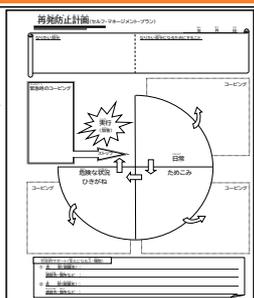
- 再犯をしないという目標だけでなく、
将来なりたい自分や達成したい目標とその実現に向けた取組
を受講者に考えさせる。
- 受講者の前向きな目標に向けた取組や個々の強みに焦点を当
てた指導を行うことにより、受講者の主体性を喚起し、プロ
グラム全般の効果を高める。
- 小児に対する性加害や痴漢など習慣的な行動とみなせる性加害
を行った者など
特定の問題性を有する者に対応した指導内容を追加。

収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の実施

【再発防止計画の様式改正】

上記内容の充実に対応し“なりたい
自分”等に関する欄を設ける

「再発防止計画」（受講者自らが再
び性犯罪をしないために作成する計
画）の様式を刑事施設・保護観察所
で共通化



保護観察所による再発防止計画作成後の指導
等の実施

- ・毎月1回の頻度
- ・性的な興味関心・問題への対処状
況等に関する自己点検シートを受
講者が作成

指導効果の維持／再犯の兆候等の把握

自己点検シートの内容を踏まえ、
「再発防止計画」を点検・見直し

出典：法務省資料による。

※12 「性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）関係資料URL
https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06_00002.html
（法務省ホームページ「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について
（令和4年度～）」へリンク。）



【当事者の声】～性犯罪に関する処遇を受けて～ 男性（40歳代） 罪名：迷惑防止条例違反等

私は刑務所で性犯罪に関する教育を受講し、被害者の苦しみを考えるとともに、人と関わる大切さを改めて知りました。事件当時の私は周囲と壁を作り、1人の時間に偏っていました。独善的な考えにすぎり、衝動が止められないリスクを選んでいました。

教育はグループ形式で進み、メンバーの皆さんとの語りを通じ、大きく2つのことを学びました。1つ目は、気心が知れてきた頃にお互いの長所を出し合う時間がありました。私の長所を耳にすると、全身にこそばゆさを感じました。しかし、決して悪い感覚ではありません。褒められた記憶に乏しい私は、自分の欠点ばかり目につき、それが負の感情につながって、人付き合いにも影響したと思います。人を認める言葉の素晴らしさを感じました。2つ目は、我慢の多かった私の生い立ちに触れて、「大変でしたね」との言葉を頂いたことは、自分のつらい過去を余り語らない私にとって、人生初のことでした。つらい気持ちに共感が得られたことで、新たな自分に向かう前向きな気持ちになりました。

こうした経験ができたのも、ありのままを語れた自分、それを聞き届けてくれた人たちのおかげです。この経験をしっかり胸に刻み、社会に戻ってからは認め合いながら、お互いが元気づけられるような人との関わりを積極的に築いていきます。事件当時の自分と決別し、苦しむ被害者を新たに生まないためにも必ず実行していきます。

イ 出所者情報の提供の現状と課題

(ア) 性犯罪・性被害に係る地方公共団体の条例について

大阪府や福岡県などの一部の地方公共団体では、性犯罪から住民を守るための条例を独自に制定し、性犯罪の未然の防止や再発防止に取り組んでいる。

例えば、大阪府では、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」（平成24年10月施行。）を制定し、性犯罪により受刑した者が刑期満了となり、大阪府内に住居を定めた場合、その氏名や住所、連絡先等を府知事に届け出ることを義務付けた上で、そのうち希望する者に対しては、社会生活のサポートや専門家による心理相談等の社会復帰支援を実施している。

(イ) 法務省から地方公共団体への情報提供について

地方公共団体が再犯防止のための支援を行うに当たっては、対象者の把握や確認のために対象者本人に係る情報を得る必要があるものの、地方公共団体がそうした情報を独自に収集することは容易ではない。そこで、法務省は、個人情報の取扱いに配慮しながら、それらの情報を適切に提供することとしている。

上記の大阪府の条例では、①あらかじめ、大阪府と法務省との間で本条例への協力に関する申合せを結んだ上で、②大阪府に届出があった者の同意を得て、大阪府から刑事施設又は保護観察所（以下「刑事施設等」という。）に情報の提供を依頼し、③「受刑事実の有無」や刑事施設等で実施した「処遇プログラムの受講結果」等について、刑事施設等から大阪府に対して提供することとしている（**特1-2-3**参照）。

上記の大阪府の条例に基づき届出がなされた件数は、同条例が施行された2012年（平成24年）10月から2022年（令和4年）3月までの間に計197件^{*13}あり、その全てについて、刑事施設から大阪府に対して、「受刑事実の有無」に関する情報提供を行った。また、そのうち社会復帰支援の対

*13 大阪府において本条例に基づき性犯罪者の氏名等の届出がなされた件数（合計197件）の内訳
強制わいせつ115件、強制性交等（強姦含む）49件、その他33件

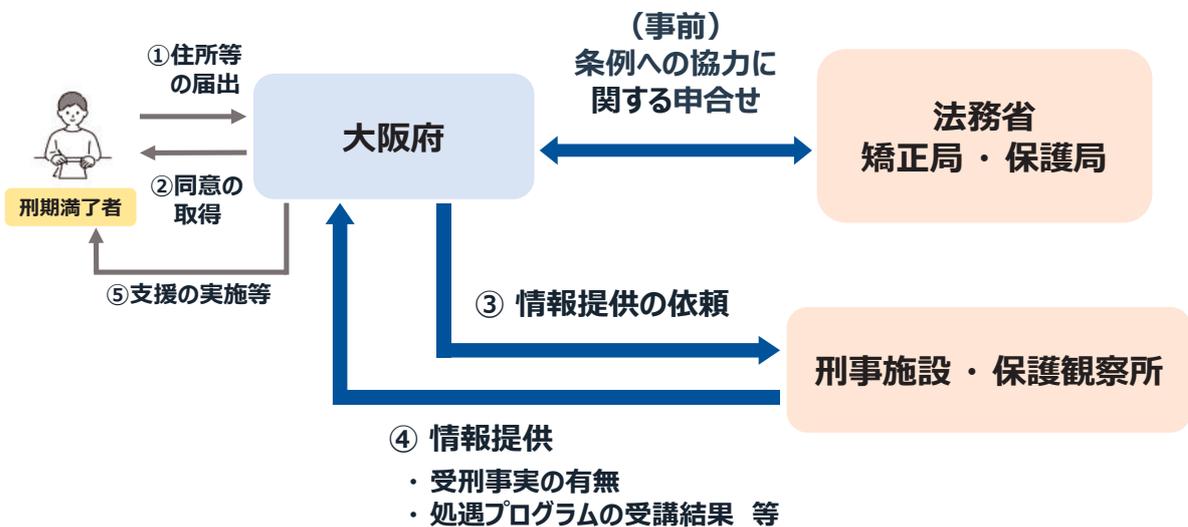
象となった者は計72人であり、「処遇プログラムの受講結果」については、刑事施設等から計19件^{*14}の情報提供を行った（2020年（令和2年）9月～2022年（令和4年）3月）。

なお、同様の取組は福岡県でも行われており、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が施行された2020年（令和2年）5月から2021年（令和3年）10月までの間に14件の届出がなされ、その全てについて、刑事施設から福岡県に対して、「受刑事実の有無」に関する情報提供を行った。

（ウ）今後の課題

支援対象者となり得る者の情報を地方公共団体が適切に把握し、個々の対象者の状況に応じた支援を実施することは極めて重要といえる。法務省としては、地方公共団体のニーズも踏まえながら、適切な情報提供の在り方について検討する必要があると考えている。

特1-2-3 大阪府における条例に基づく情報提供スキーム



出典：法務省資料による。

（4）今後の展望

性犯罪者の再犯防止のためには、刑事司法関係機関における取組を更に充実させる必要があることは言うまでもない。他方で、性犯罪により刑事施設に入所する者は、性犯罪者の一部であり、例えば、罰金や保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者など、刑事司法関係機関からの指導を受けず、社会に戻る者も存在する。そうした者たちの再犯を防止するためには、地域住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組を進めることも不可欠であるが、性犯罪者に対する支援は、専門的な知見を必要とすることなどから、地方公共団体が独自に、性犯罪者に特化した取組を進めることは容易ではないと考えられる。そのため、政府においては、対象者本人に係る必要情報を地方公共団体に適切に提供するだけでなく、2022年度（令和4年度）中に、地方公共団体等が活用可能なプログラムを開発することとしており、今後、地方公共団体が連携した性犯罪者の再犯防止対策を一層推進していくこと必要であると考えている。

※14 「処遇プログラムの受講結果」に関する情報提供（合計19件）の提供元の内訳
刑事施設から11件、保護観察所から8件

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】**宮田桂子委員（弁護士）**

性犯罪は、性欲に基づくというよりも、認知の歪みが根底にあることが多く、男尊女卑思想、支配欲等が主原因たり得るし、発達障害などのため被害者の理解があったと思い込む、ポルノが事実と誤信するという事案もある。プログラム実施に当たっては、事件の経緯や個々の特性等も考えた丁寧なアセスメントや本人にとってわかりやすい指導が望まれる。また、「重大」な性犯罪だけでなく、下着盗、痴漢などの比較的軽微で、しかも繰り返され得る犯罪類型への対応も十分考えていく必要がある。

刑務所内より社会内での指導・支援が重要であり、性犯罪への宣告刑が非常に重くなった現在、GPS利用をしてでも仮釈放期間伸長を検討すべきだ。が、処分終了後までGPS装着を求めるのは行きすぎだろう。

氏名等を広く公表する「メーガン法」的手法をとると、社会からの排除につながり、かえって別な形での再犯を招くおそれがある。情報の公開の方法、管理のあり方も今後の重要な検討課題といえよう。

性犯罪を防止するには、全ての国民への啓発が必要である。とくに、子ども達を、加害者にも被害者にもしないよう、人間関係や生き方なども含めた、ユネスコ等が提唱する包括的性教育を実施すべきであり、特に国におかれては、速やかにご対応をいただきたいと考える。



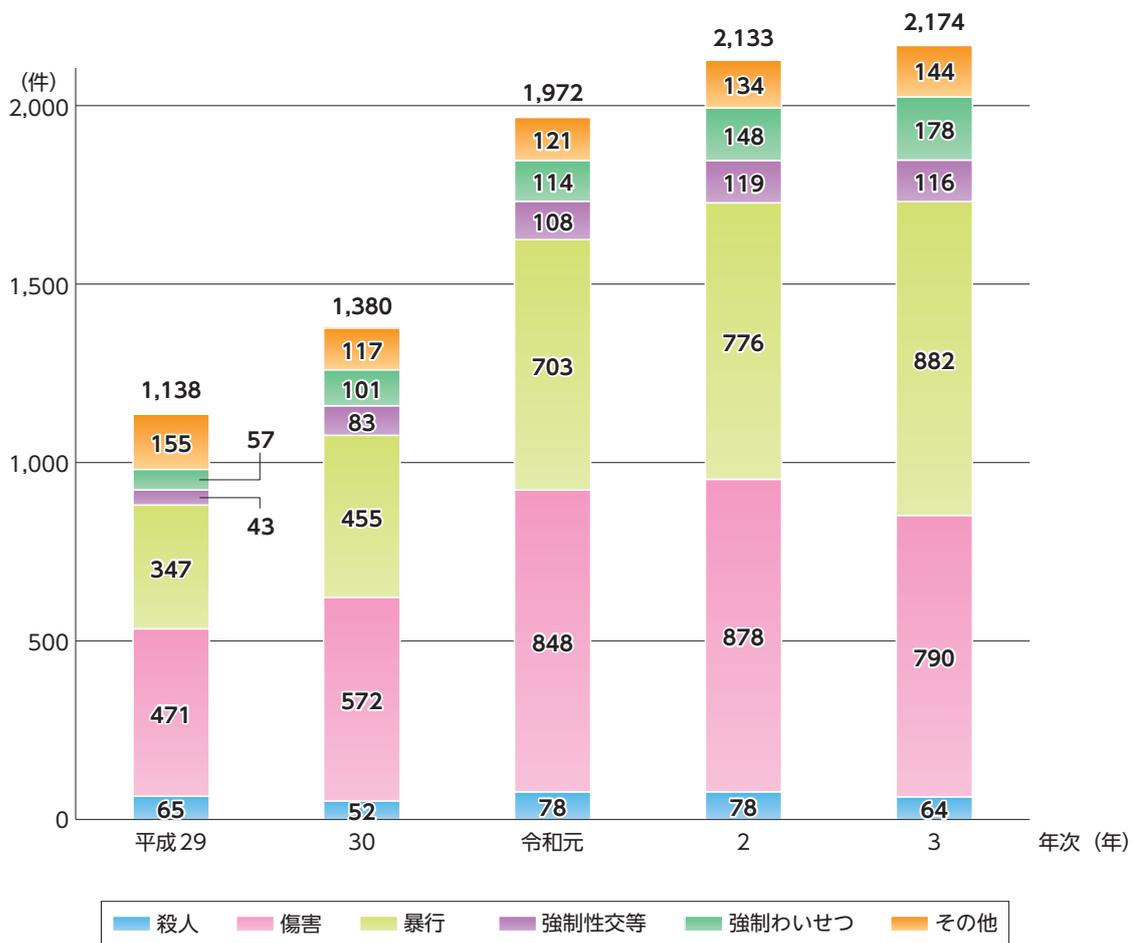
③ 近年増加傾向にある犯罪（児童虐待、配偶者からの暴力）

(1) 序論

刑法犯の検挙件数は毎年減少する中、児童虐待に係る検挙件数は増加傾向にあり（特1-3-1参照）、配偶者からの暴力事案等の検挙件数も10年前と比較すると3倍以上に増加するなど（特1-3-2参照）、これらの犯罪を防ぐための取組が急務となっている。これらの犯罪についての再犯防止を推進する上では、加害者と被害者の関係性を踏まえた指導が必要であり、加害者と被害者が再び一緒に生活する可能性があることも想定した上で、指導を行わなければならない場合もあるという特性がある。

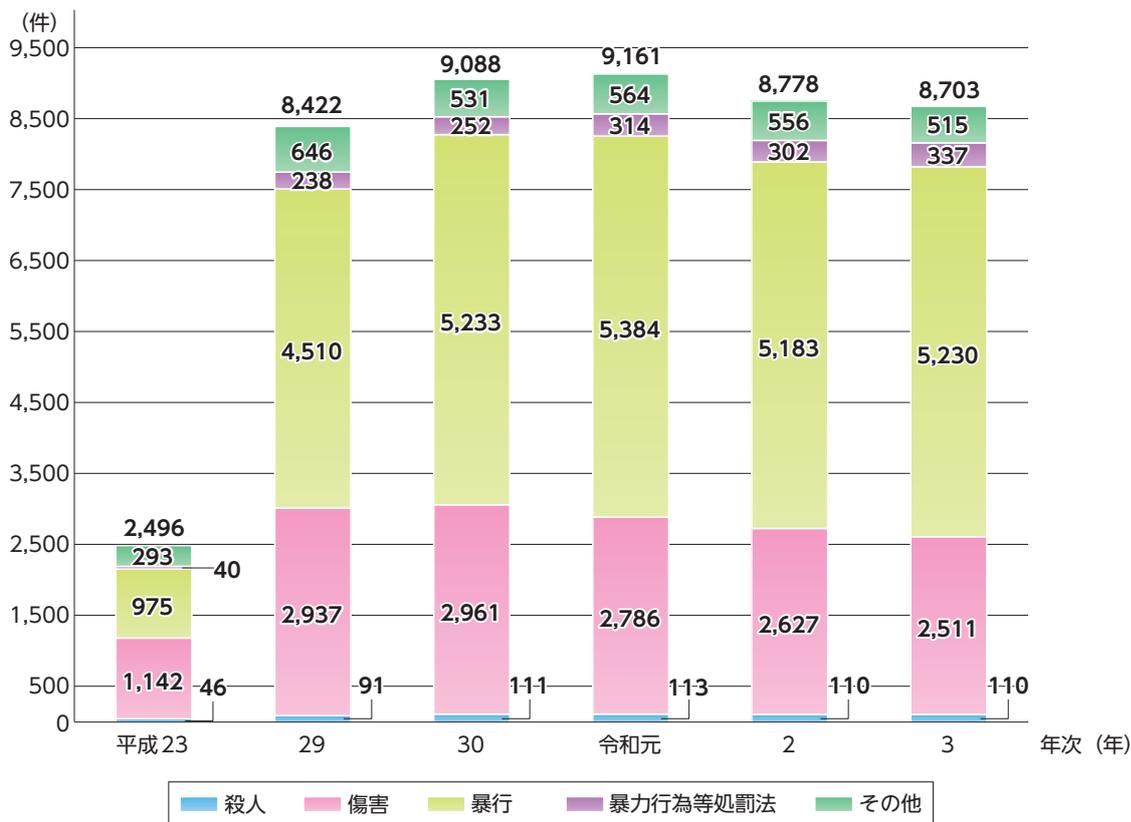
(2) 指標

特1-3-1 児童虐待に係る事件の検挙件数



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「傷害」は、「傷害致死」を含む。また、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「その他」は、保護責任者遺棄、逮捕監禁、未成年者拐取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

特 1-3-2 配偶者からの暴力事案等の検挙件数



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 刑法犯及び特別法犯の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 3 未遂のある罪については未遂を含む。
 4 「傷害」は「傷害致死」を含む。また、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、住居侵入、器物損壊、公務執行妨害、放火、配偶者暴力防止法に係る保護命令違反等である。

(3) 主な取組と課題

ア 刑事施設における児童虐待、配偶者への暴力に関する処遇の現状と課題

刑事施設においては、児童虐待や配偶者への暴力に特化した標準的なプログラム等は策定していないが、児童虐待や配偶者への暴力に及んだ受刑者に対し、その問題性や事案の内容に応じて、例えば、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付けさせるための一般改善指導「暴力防止プログラム」(【施策番号83】参照)を実施している。同プログラムにおいては、「親密な相手への暴力」の單元において、児童虐待や配偶者への暴力に陥りやすい場面・考え方、被害者に与える影響等を理解させる指導を行い、具体的な対処法等を学ばせている。また、家庭等で円滑な人間関係を維持するために必要な対人関係スキルを身に付けさせるための「対人関係円滑化指導」や、被害者の命を奪う又は身体に重大な被害をもたらす犯罪を起こした者には、その罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための「被害者の視点を取り入れた教育」(【施策番号86】参照)も実施している。

今後は、これらの対象者の再犯防止や円滑な社会復帰を進めるため、「暴力防止プログラム」等の各種指導の一層の充実を図っていくこととしている。

イ 保護観察所における児童虐待、配偶者への暴力に関する処遇の現状と課題

児童虐待や配偶者からの暴力は、家族間の濃密な関係性の中で起きるため、深刻化するまで表面化しにくい面があり、また、加害者自身に被虐待経験があるなど複雑な背景要因が認められることが少なくない。このため、保護観察の実施に当たっては、2021年(令和3年)1月から導入しているア

セサメントツール（CFP）（【施策番号66】参照）を活用し、保護観察対象者の生育歴等から、犯罪に結び付く要因や改善更生に資する強みなどを綿密に抽出・分析した上で、保護観察の実施計画を策定するとともに、犯した犯罪事実の内容等に応じ、「児童虐待」又は「配偶者暴力」の類型として認定した上で、「類型別処遇」の対象とし、どのような言動が児童虐待や配偶者への暴力に該当するのかが適切な関係性について考えさせ、必要に応じて関係機関の支援等を受けるよう働き掛けるなど、実効性の高い指導・支援を実施している。なお、2021年（令和3年）末時点で係属中の保護観察事件のうち、「児童虐待」類型に該当するものは137件、「配偶者暴力」に該当するものは170件である。

これら類型に該当する保護観察対象者については、事案に応じて特別遵守事項として、傷害、暴行等の他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者を対象とする「暴力防止プログラム」（【施策番号83】参照）の受講を義務付けており、「配偶者暴力」の問題を有する保護観察対象者については、配偶者への暴力につながる態度やその背景にある考え方の変容、配偶者暴力につながるリスクへの対処、配偶者等との適切な関わり方などについて指導しているほか、「児童虐待」の問題を有する保護観察対象者については、児童虐待の問題に特化した同プログラムの児童虐待防止版（【施策番号83】参照）を策定し、2019年（令和元年）10月から試行的に実施している。

さらに、児童虐待事案については、保護観察所が各地域の要保護児童対策地域協議会に参画するなど、児童相談所を始めとする地域の関係機関等との連携を積極的に図ることとしており、児童虐待の再発防止等の観点からも、引き続き地域の関係機関等との一層緊密な連携の確保に取り組むこととしている。

(4) 今後の展望

矯正施設や保護観察所で行う専門的プログラムの類型化・細分化を進めた結果、「児童虐待」や「配偶者暴力」にも対応した指導が可能となった。そうした指導の効果を最大限に高めるためには、個々の加害者が抱える問題や特性を踏まえ、指導方法を工夫する必要があることから、加害者と被害者との関係性はもちろんのこと、身近な者への加害行為に至る経緯や要因も的確に把握することが重要である。

また、加害者と被害者が親密な関係にあれば、被害者が加害者との関係を絶つことを望まず、一度崩れた関係の再構築を目指す場合もある。そうした場合には、被害者の意向や心情を慎重に確認した上で、加害者への指導に反映させることも重要であり、被害者に対する支援を行う関係機関と連携を強化していくことも必要になると考えられる。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

堂本暁子委員（元千葉県知事）

紆余曲折を経て、2001年（平成13年）の通常国会で、私が立法に関わった「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が成立した。

その直後の2001年（平成13年）4月、私は千葉県知事に就任。直ちに、成立したばかりのDV防止法を現場で施行できる、という千載一遇の機会に恵まれた。就任後、職員を集め、「私は、DV防止法に関わってきました。DVは現代社会の歪みの一つ、千葉をDV防止先進県にしたい」と決意のほどを述べ、重要施策に位置づけた。どれだけ効果があったかはわからないが、今でも当時と同じ気持ちである。

しかし、法律や規則で人間の行動をコントロールし、支配することはできない。大事なのは一人ひとりが暴力は「人間としてやってはいけないことだ」と認識し、それに従って自らを律し、行動することである。それが家庭の平和、地域の平和、学校での平和、あらゆるところの平和の土台となって、誰もが生きやすい社会が実現するものと確信する。DV事案に関する再犯防止の核心はそこにある。

第2節 主な属性別に見た再犯防止施策の課題と今後の展望

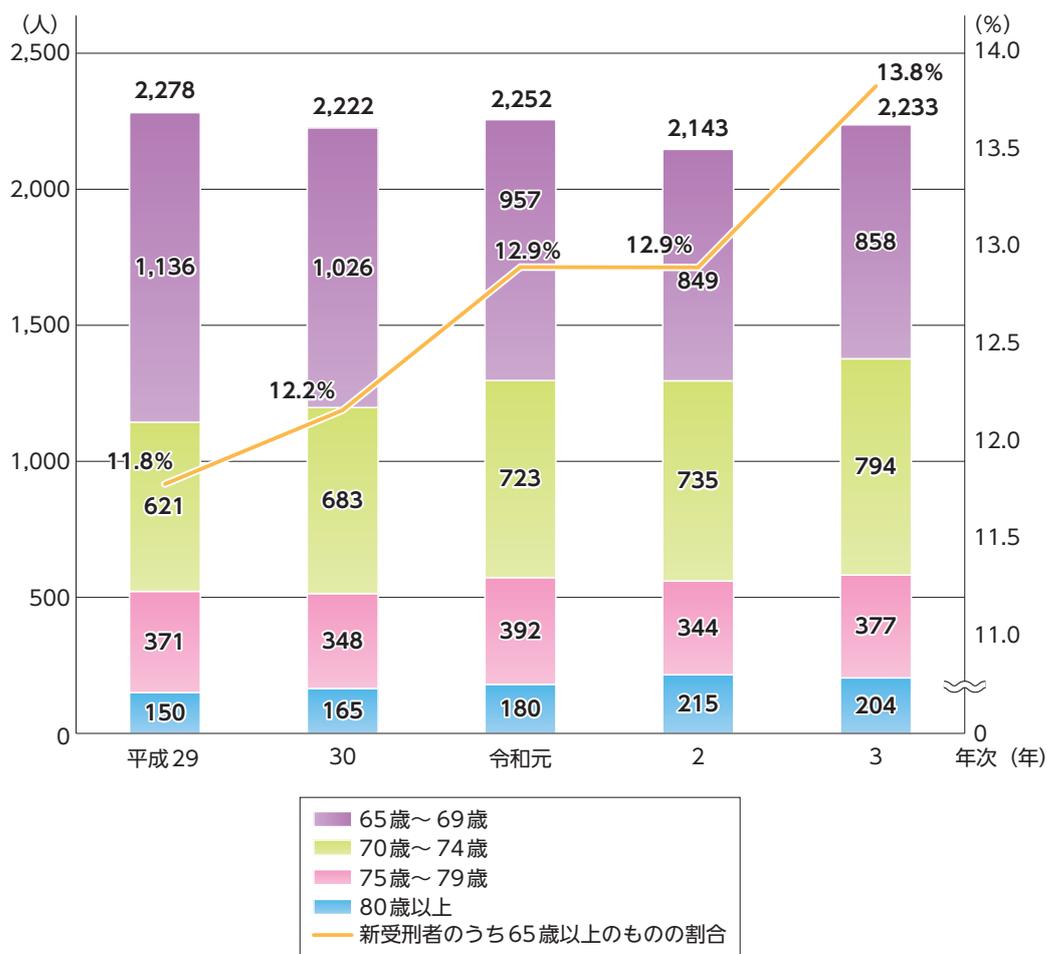
1 高齢・障害

(1) 序論

新受刑者のうち、高齢者や障害を有する者の割合は増加傾向にある（特2-1-1 及び特2-1-2 参照）。また、高齢者の2年以内再入率は直近の5年間では20.0%前後で推移しており（特2-1-3 参照）、出所者全体（2016年（平成28年）出所者：17.3%、2020年（令和2年）出所者：15.1%）と比べると一貫して高く、知的障害を有する受刑者は、再入者全体と比べると、再犯に至るまでの期間が比較的短く、刑事施設への入所度数は高い傾向にある^{※15}。高齢者や障害がある者の再犯を防止するためには、社会内での福祉的支援につなげることが有益と考えられることから、政府においては、矯正施設在所中の指導及び出口支援（矯正施設出所者等を福祉サービス等に橋渡しする取組）に加え、入口支援（【施策番号34、42及び43】参照。起訴猶予者、刑の執行猶予者など刑事司法の入口段階にある者に対して、福祉サービス等に橋渡しする取組）を進めている。

(2) 指標

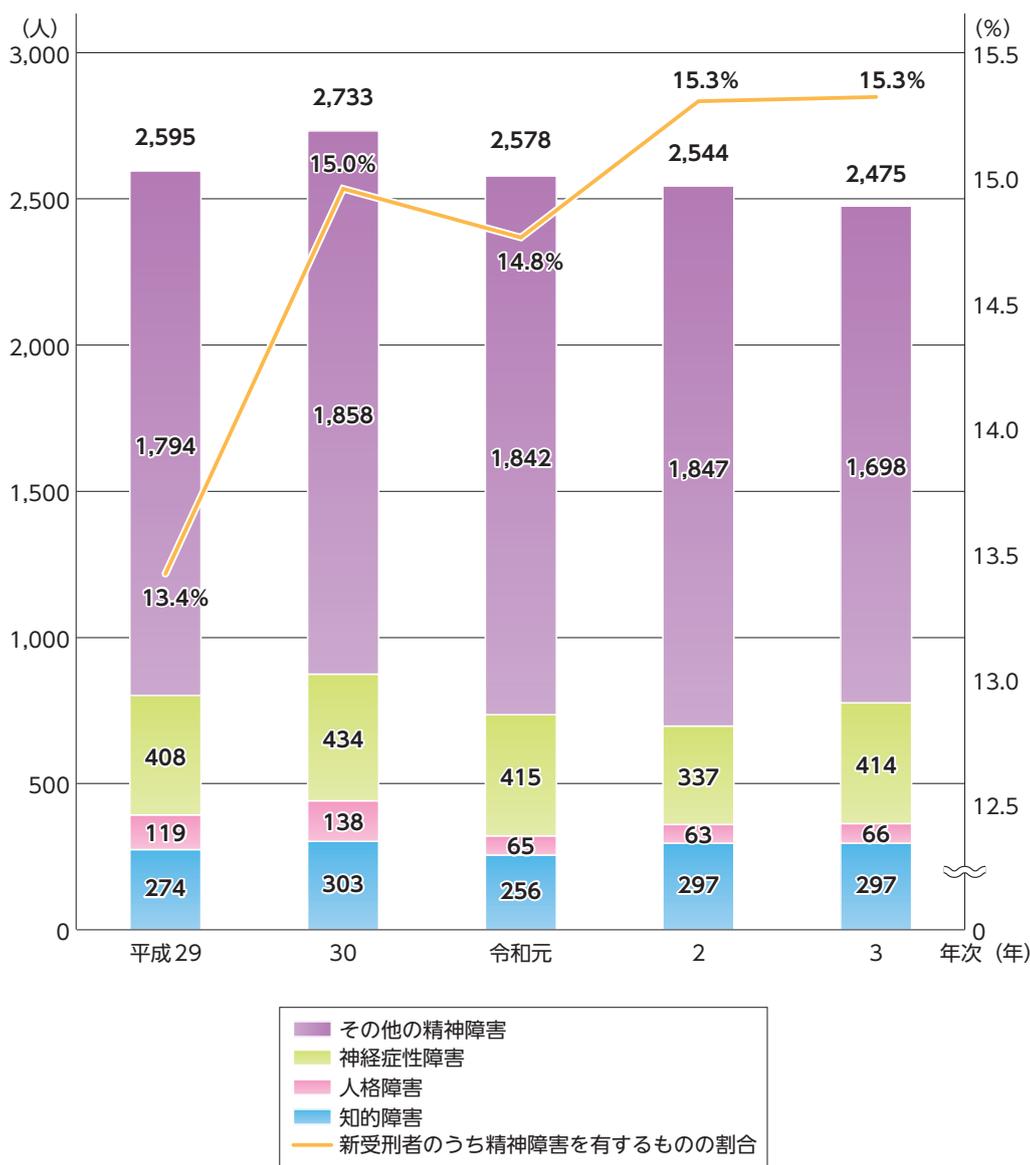
特2-1-1 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合



注 法務省・矯正統計年報による。

※15 法務総合研究所研究部報告52「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」による。

特2-1-2 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合



注 法務省・矯正統計年報による。

特2-1-3 高齢出所者の2年以内再入率

(平成28年～令和2年)

年次 (出所年)	65歳以上		65歳～74歳		75歳以上	
	出所 受刑者数	2年以内再入者数	出所 受刑者数	2年以内再入者数	出所 受刑者数	2年以内再入者数
平成28年	2,990	617 (20.6)	2,359	492 (20.9)	631	125 (19.8)
29	2,910	650 (22.3)	2,258	519 (23.0)	652	131 (20.1)
30	2,781	566 (20.4)	2,092	433 (20.7)	689	133 (19.3)
令和元年	2,762	549 (19.9)	2,009	418 (20.8)	753	131 (17.4)
2	2,692	557 (20.7)	1,955	417 (21.3)	737	140 (19.0)

注 1 法務省調査による。
 2 年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 3 ()内は、各出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

特 2-1-4 刑事施設で認知症と診断を受けた者の数の推移

(平成30年～令和3年)

年次	新受刑者数		認知症スクリーニング検査実施者	認知症の診断	
	総数	60歳以上		医師による診察	認知症診断者
平成30年	18,272	3,294	893	131	35
令和元年	17,464	3,296	908	206	50
2	16,620	3,160	930	195	54
3	16,152	3,284	973	183	55

注 法務省調査による。

(3) 主な取組と課題

ア 高齢者や障害を有する者への処遇の現状

(ア) 処遇上の配慮等

刑事施設においては、高齢者及び障害を有する又はその疑いのある者（以下「高齢障害等受刑者」という。）に配慮して、手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー化を進めたり、収容居室や就業工場を1階に指定し、移動の負担を軽減したりするなどの措置を講じているほか、介護専門スタッフや障害者生活支援スタッフを配置している。また、個々の受刑者の特性を踏まえ、例えば、他の受刑者との集団行動が難しい場合は、工場からの移動時や入浴時等に他の受刑者とは別に行動させたり、高齢障害等受刑者のみの工場を設け、作業内容を紙細工等の軽作業とするなど、その身体機能に合わせた処遇を行っている。

(イ) 改善指導等について

高齢障害等受刑者の円滑な社会復帰を図るため、地方公共団体や福祉関係機関等の協力を得ながら、基本的動作能力や体力を維持・向上させ、基本的な生活能力（金銭管理、対人関係スキル等）や各種福祉制度に関する基礎的知識等を習得させることを目的とした「社会復帰支援指導プログラム」（【施策番号35】参照）を実施している。また、入所時の年齢が60歳以上又はその言動や生活状況等から認知症が疑われる者に対し、一部の刑事施設において、認知症スクリーニング検査を実施し、その結果、認知症が疑われる場合（特2-1-4参照）には、医師による診察を実施するとともに、認知症の進行を抑えるという観点から、健康運動士を招へいして高齢障害等受刑者の生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進するための指導等を行っている。さらに、認知症受刑者への適切な対応のため、認知症に対する正しい知識や適切な処遇方法の習得を目的とした刑務官向けの認知症サポーター養成研修を実施している。

(ウ) 福祉的支援

高齢障害等受刑者のうち、出所後の自立が困難な者に対しては、刑事施設に配置されている福祉専門官や非常勤職員である社会福祉士、精神保健福祉士等（【施策番号34】参照）が、福祉サービスのニーズ・利用歴、障害者手帳や住民票の有無、希望する帰住先等を多岐にわたって調査・確認するとともに、出所後、円滑に福祉サービス等を受けられることができるように、本人の意向を踏まえ、地域生活定着支援センター^{*16}（以下本項において「定着センター」という。）等の関係機関と連携して調整・支援を行っている。

また、こうした調整・支援の過程において、医師を招へいして必要な診察を実施して障害者手帳取

※16 地域生活定着支援センター：【施策番号36】参照。

得に向けた支援を行ったり、在所中に福祉施設等に出向いて福祉サービスを体験させる取組を実施したりしている。

(エ) 処遇の課題について

高齢障害等受刑者が再犯に陥る要因としては、出所後の帰住先がないことや、単独で社会生活を送る能力が低いことなどにより、出所後に自立した生活を送ることが困難であるといった事情があるものと考えられる。高齢障害等受刑者の社会復帰のためには、福祉的支援が必要であることが多いことを踏まえ、適切なアセスメントの実施により、支援が必要な対象者を把握し、収容中から出所後まで、切れ目のない継続的な支援を実施していく必要があるため、刑事施設においては、今後一層関係機関との連携を深め、高齢障害等受刑者の特性に応じた処遇を実施し、その円滑な社会復帰に努めていく必要がある。

イ 被疑者・被告人に対する支援の現状と課題

検察庁では、社会復帰支援を担当する職員や社会福祉士等を配置し、矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる被疑者・被告人が、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、関係機関等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの「入口支援」に取り組んでおり、その実施に当たっては、一部の定着センターとの事実上の連携も行ってきた。

2021年度（令和3年度）から、定着センターの事業内容に「被疑者等支援業務」（【施策番号43】参照）が新たに追加され、検察庁と保護観察所が連携して行う重点実施対象者（保護観察所が、被疑者又は被告人のうち釈放後に更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当であると認め、かつ、実際に更生緊急保護の申出をしたもの）に対する支援を行うことが制度として可能となった。

この新たな枠組みの中で、定着センターでは、検察庁からの依頼を受けた保護観察所からの依頼に基づき、主に、支援対象者との面談、福祉サービス等調整計画の作成や釈放前段階からの福祉サービス等に向けた調整を行うほか、福祉サービス受給後の継続的な支援などを行っている。

被疑者に対する支援は、支援対象者が釈放されるまでの限られた時間内で、支援対象者にとって必要かつ有効な支援策を検討しなければならないことから、個別具体的な入口支援の実施に当たって、関係機関における情報共有を密にすることはもとより、日頃から、関係機関の相互の理解を深めておくことが重要である。

そこで、検察庁、保護観察所、定着センター等の関係機関においては、時間的な制約がある中で、より効果的な支援を行えるようにするため、積極的に協議を行うなどして、相互理解の促進や関係の円滑化に努めるとともに、支援の対象、手続及び内容等を地域の実情に合ったものとするよう努めているところである。また、弁護士は弁護活動の中で気付いたことを支援に生かすことはもとより、被疑者が逮捕・勾留されてから釈放されるまでのみならず、釈放後の支援まで関わるということが可能であることから、切れ目のない効果的な福祉的支援を実施する上で極めて大きな役割を担い得る存在であるため、2022年度（令和4年度）からはこの新たな枠組みの中で弁護士・弁護士会との連携強化を促進することとされた。

これを受け、検察庁においては、入口支援を実施するに当たり、弁護士・弁護士会と協議・確認・調整を行うなどして、相互の連携を強化し、より効果的な支援が実現されるよう配慮していきたいと考えているところである。

被疑者等支援業務は、2021年度（令和3年度）に開始されたばかりであり、実績については未知数なところもあるが、検察庁においては、今後とも、保護観察所、定着センター、弁護士・弁護士会その他の関係機関との相互理解を深めるとともに、一層の連携強化を図り、様々な角度からの入口支援を実施し、再犯防止に向けた有効な支援を行っていききたいと考えている。

【当事者の声】 ～7・15 特別な日に —あれから10年 私を支えたもの—

松野和仁（36歳） 窃盗

2022年（令和4年）7月15日、私は特別な日から10年を迎えました。思えばこの10年の月日は長かったようであるという間だった気がします。そして、私はこの期間一度も再犯をすることなく、無事にこうして普通の生活を送ることができています。

私がなぜここまで来れたのか、その支えとなったのは何か、私なりにですが記したいと思います。

まず、私はこれまでも数多くの犯罪や非行を積み重ねていました。その度に私は分かっているも自ら抑えることが出来ず、そのため何回も矯正施設への入所を繰り返していました。分かっているも自身の行動が常態化していたのです。

そんな私に転機をもたらしたのが、南高愛隣会、地域生活定着支援センター、三浦栄一郎弁護士や辻川圭乃弁護士^{※17}の存在でした。その出会い、ここから私の再犯に満ちた人生が大きく変化するのです。

私は弁護士や地域生活定着支援センターと手紙でやりとりをする中で「今度こそ地域社会で更生するチャンスを与えてほしい」と感じるようになりました。これが私の中に生まれた大きな気持ちの変化なのです。裁判の結果は実刑ではありましたが、それでも私自身、それまでの悪い気持ちを大きく変えることとなった地域生活定着支援センターや弁護士の方々には感謝しています。

そして、10年前の7月15日、刑務所を出所した私はここから福祉の支援を受ける生活がスタートします。

まずは、南高愛隣会の「あいりん」と「グループホームさつき」での地域社会内訓練から始まりました。主に牛舎での飼育作業や犯罪防止学習等を通して、私はいろいろなことを学びました。私があいりんの利用を始めてしばらく過ぎた頃、職員より私に「困ったことがあった時に相談できる手段として携帯電話を持ったらどうか」との提案があり、私は疑問を持ちました。なぜならあいりんでは原則的に携帯電話の所持は禁止されていたからです。しかし、これまでの私は困ったことがあった時に相談できず、何か事あるごとにその場から逃げることしか出来ずにいました。そこで私は携帯電話を持つことを決意し、以来私にとって携帯電話は生活に必要不可欠なものとなりました。

また、グループホームでは休日に外出する計画を立てることで日々の生活を充実させたり気分転換にもなっており、安定した生活をおくるための大切な時間としての意義を持ちます。遠方で開催されるマラソン大会やウォーキング大会を通して心身の健康や鍛錬を図ったり、映画の鑑賞が新たな趣味となるなど、私にとっていろいろなところで心身の安定に影響しました。このような生活を約2年間続けた後、訓練から就労へと移行することになり、街中のグループホームに移行することになりました。地域生活の中で最も印象に残っているのは、働いて給料をもらうようになり、一国民としての義務を果たせるようになったことです。

振り返ってみて、本当に壮絶なあの人生からここまで来ることができたというのが今でも奇跡というくらいに信じられない気持ちです。

その支えとなったのは、私をここまで変えてくれた皆さんにあると思います。皆さんのおかげで私は今をこうして生きています。これからもいろいろなことがあるかもしれませんが、それでも前向きに生きていこうと思います。

結びに、私を支えてくださるすべての皆さんに感謝を表し、筆をおきます。

※17 執筆者によると、2名の弁護士は「刑務所に入所することとなった事件の国選弁護士であり、特に三浦弁護士とは刑務所に入所以降も、手紙を通して交流は続いており、受刑中、今後の将来に不安になった際は、福祉支援者と一緒に刑務所まで面会にきてくれた」とのこと。

(4) 今後の展望

「入口支援」と「出口支援」のいずれにおいても、支援が必要な者を適切な福祉サービスにつなぐことが重要であり、そのためには、検察庁、矯正施設、保護観察所といった刑事司法関係機関が福祉サービスにつなぐことの意義を理解し、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の関係機関との連携を強化することが必要である。また、切れ目のない効果的な支援を行うためには、逮捕後から刑事司法手続終了後まで一貫して支援を行うことができる弁護士・弁護士会の存在が重要であると考えられることから、その地域の実情に応じて弁護士・弁護士会との連携の強化を図ることも重要であると考えられる。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

村木厚子委員（元厚生労働事務次官）

新規受刑者のうち、高齢者や障害を有する者の割合が増加傾向にあること等の現状は、単に施策の効果が上がっていないというよりも、高齢者や障害のある者が社会内で福祉につながることの難しさを物語っていると見るべきとの印象を持っている。

本特集に記された、刑事施設内の処遇上の配慮、改善指導における工夫、地域生活定着支援センターなどと連携した出所後の福祉的支援へのつなぎ等、刑事施設が取り組んでいる高齢者、障害者向けのさまざまな取り組みに改めて敬意を表したい。

また、入口支援に関しては、まだスタートして日が浅く手法が確立したとは言い難いものの、さまざまな取り組みを進める中で、よい取り組みのモデルを抽出し、それを全国へと横展開していくことが求められる。

「当事者の声」に載せられた事例では、福祉サービスを提供する社会福祉法人や地域生活定着支援センター、弁護士など多くのプレーヤーが登場し、関係者の連携で支援を行うことの重要性を示唆している。

今後、「入口支援」「出口支援」のいずれにおいても、刑事司法関係機関、地方自治体、地域生活定着支援センター、弁護士・弁護士会等の連携が一層強化され、施策が一層推進されることが期待される。そのための、枠組作りが求められている。

2 女性

(1) 序論

刑事施設における各種指導は、収容の大半を占める男性を念頭にその枠組みが構築されてきた。しかし、女性受刑者は、男性受刑者と比較すると、罪名が覚醒剤取締法違反である者、高齢者（65歳以上）、精神障害の問題を抱えている者の割合が高く（特2-2-1及び特2-2-2参照）、また、女子少年院在院者は、男子のそれと比較して、被虐待経験を有する者の割合が高いなど（特2-2-3参照）、女性受刑者等は、特有の課題を有していることがうかがえる。そのため、近年は、女性受刑者等の特有の課題に着目した指導・支援の充実を図っている。

(2) 指標

特2-2-1 新受刑者の特徴

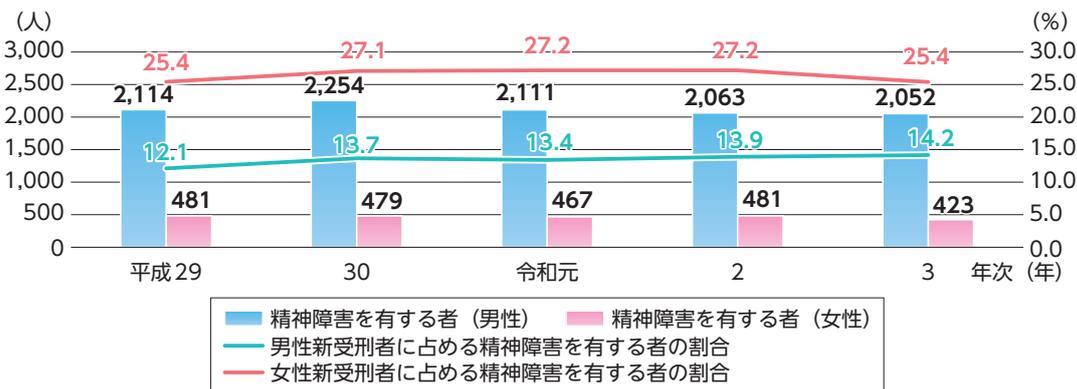
(平成29年～令和3年)

年次	新受刑者総数 (女性)	うち窃盗	うち覚醒剤 取締法違反	うち65歳以上	うち窃盗
					(65歳以上に占める割合)
平成29年	1,892	879 (46.5%)	694 (36.7%)	373 (19.7%)	321 (86.1%)
30	1,769	810 (45.8%)	683 (38.6%)	297 (16.8%)	265 (89.2%)
令和元年	1,718	815 (47.4%)	567 (33.0%)	330 (19.2%)	284 (86.1%)
2	1,770	827 (46.7%)	632 (35.7%)	336 (19.0%)	299 (89.0%)
3	1,666	792 (47.5%)	541 (32.5%)	328 (19.7%)	287 (87.5%)

年次	新受刑者総数 (男性)	うち窃盗	うち覚醒剤 取締法違反	うち65歳以上	うち窃盗
					(65歳以上に占める割合)
平成29年	17,444	5,623 (32.2%)	4,661 (26.7%)	1,905 (10.9%)	981 (51.5%)
30	16,503	5,551 (33.6%)	4,166 (25.2%)	1,925 (11.7%)	991 (51.5%)
令和元年	15,746	5,258 (33.4%)	3,811 (24.2%)	1,922 (12.2%)	991 (51.6%)
2	14,850	5,086 (34.2%)	3,735 (25.2%)	1,807 (12.2%)	973 (53.8%)
3	14,486	4,940 (34.1%)	3,530 (24.4%)	1,905 (13.2%)	1,024 (53.8%)

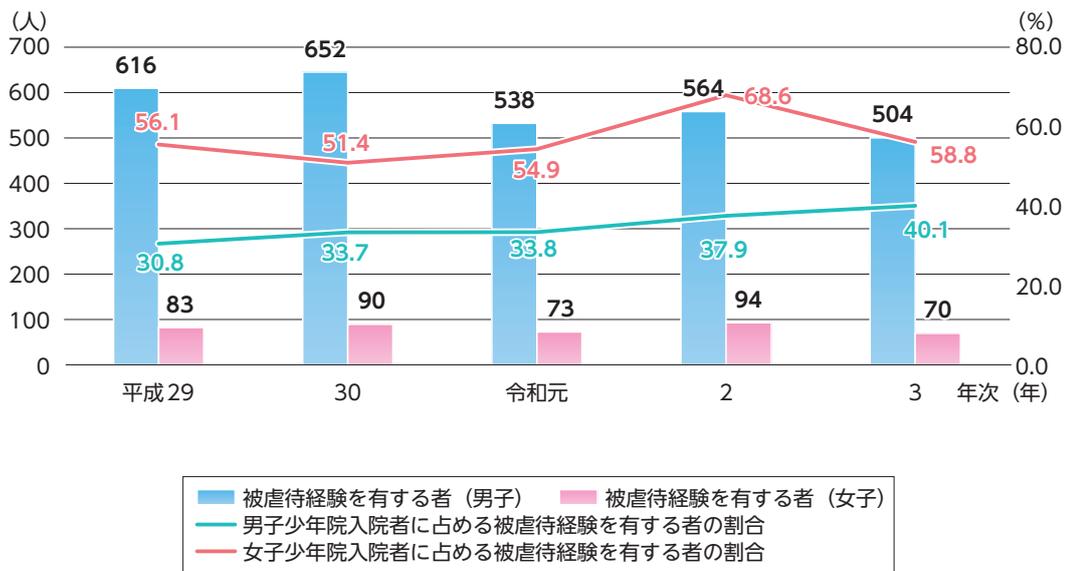
注 法務省・矯正統計年報による。

特2-2-2 精神障害を有する新受刑者（男女別）の人員の推移



注 法務省・矯正統計年報による。

特2-2-3 被虐待経験を有する少年院入院者（男女別）の人員の推移



注 法務省調査による。

(3) 主な取組と課題

ア 女性受刑者への処遇の現状と課題

女性受刑者特有の問題として、高齢である者が多いこと、精神障害を有する者が多いこと（**特2-2-1**及び**特2-2-2**参照）などがあげられるところ、これらの問題に対応するため、計10庁の女性刑事施設では「女子施設地域連携事業」（【施策番号81】参照）を実施している。まず、高齢受刑者は、例えば、生活習慣病へのり患や基礎体力の低下等により、集団での行動が難しい場合も多く、特別な配慮が必要になることから、同事業では、看護師や保健師による健康管理指導や個別面接、介護福祉士による入浴、トイレ、食事、更衣等の介助、理学療法士によるリハビリテーション、作業療法士による認知症を有する受刑者への作業療法の実施など、多様な専門職に協力を依頼し、高齢受刑者の特性や個別のニーズに応じた処遇を実現している。さらに、同事業においては、例えば、子の養育に係る課題のある女性受刑者等に対して、助産師による講座等を実施したり、摂食障害を有する女性受刑者に対して、看護師や社会福祉士による個別面接を実施したりしているほか、刑事施設職員に対しても、依存症や障害等に関する研修を実施するなどしており、処遇の充実化を図っている。

さらに、女性受刑者の罪名については、覚醒剤取締法違反の占める割合が非常に高く（**特2-2-1**）、こうした犯罪に至る背景として依存症や家庭内不和等の問題を抱えていることも少なくない。こうした中、女性の薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として、札幌刑務支所において「女子依存症回復支援モデル」（【施策番号47】参照）を実施している。この事業においては、出所後の生活（回復支援施設）に近い環境の中で、女性特有の問題に着目した多様なプログラムを実施しており、薬物依存からの「回復」に焦点を当てた指導・支援を実施している。

以上のように、女性刑事施設においては、外部の専門職などの「外の力」を積極的に「塀の中」に取り入れ、罪を犯した女性の特性に応じた処遇を展開してきている。近時は、助産師や健康運動指導士など、刑務所の処遇に協力いただく専門職の幅も広がっており、更に多様な専門職の協力を得て、よりきめ細かい処遇を実現するなど、矯正施設における地域連携や多職種連携のロールモデルともなっている。

【当事者の声】～理学療法士によるリハビリテーションを受けて～ 女性（48歳） 罪名：窃盗

普段、車椅子を使用していますが、リハビリをしている中で、足に力が入るようになり、歩行器等を押しながら歩いているだけでも、スムーズに足を運ぶことができるようになりました。気持ちも明るくなって、刑務所内の生活や社会に戻ってからの生活で真面目に頑張ろうと思えるようになりました。焦る時もあるけれど、理学療法士の先生方と、ゆっくり正しく歩くことを頑張っています。

社会復帰したら、迷惑を掛けない生活を送り、緩やかな山でも良いので、登山に再チャレンジしたいです。そして、生きがいを見つけながら落ち着いた余生を穏やかに過ごしたいと考えています。また、お医者さんとも相談しながら、体の状態も良くなれば良いなと思っています。

少しずつ、目に見えてリハビリの効果が出ています。刑務所に来た頃は、足の感覚も忘れていて、「ただ足がぶら下がっている」感じでしたが、今は歩いているだけでも土の「じゃりじゃり」する感覚が伝わってきます。いろんなことを諦めていたけど、もう一度頑張らないといけないと思うようになりました。

本当にリハビリを受けさせて下さった理学療法士の先生方にも、感謝しかありません。時に焦って無理しそうになりますが、先生方と進めてきた「一步一步」のリハビリを、外の世界でも続けていきます。そして、社会に戻ったら、被害者への謝罪の気持ちを忘れず、犯罪とは無縁の生活を送っていきます。

特2-2-4 理学療法士によるリハビリテーションの様子（栃木刑務所）

※写真の人物は本コラム執筆者とは別の方です。

イ 女子少年院における矯正教育の現状と課題

女子少年院においては、在院者の多くが、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることが明らかとなっており、このような傷つき体験があることを踏まえた処遇の実施が課題となっている。そこで、2016年度（平成28年度）から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムを策定し、女子少年院全庁で試行している（【施策番号81】参照）。このプログラムは、女子の全在院者を対象とした基本プログラムと、特に自己を害する程度の深刻な問題行動（摂食障害、自傷行為等）のある在院者を対象とした特別プログラムから構成される。基本プログラムは、自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目指す「アサーション」と、呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減、自己統制力の向上等を目指す「マインドフルネス」から成り、対象者のニーズに応じ、基本プログラムと特別プログラム^{*18}を効果的に組み合わせて実施している。

また、2019年度（令和元年度）からは、女子少年院を中心に、DVや虐待を経験した者に対する支援を行う民間団体から外部講師を招へいし、在院者に対する講話及び職員研修を実施しているほか、2020年度（令和2年度）には、被虐待経験を有する在院者の処遇に当たる職員に向けて、被虐待経験による身体、精神又は行動面への影響やトラウマインフォームドケアの視点を取り入れた処遇等に関する執務参考資料を策定しており、在院者の被虐待経験に由来するトラウマへの対応等について、正しい理解に基づいた処遇の充実を図っている。

(4) 今後の展望

被害体験や精神的な問題など、女性受刑者等が抱える課題を的確に把握した上で、これらの困難に応じた指導・支援を効果的に実施することが重要である。一方で、女性のライフスタイルが多様化していることなどを踏まえ、罪を犯した女性が再犯することなく、自立した社会生活を送れるようするため、個々の特性や支援ニーズ、強み等にも着目した指導・支援を充実させることが必要と考えられる。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

堂本暁子委員（元千葉県知事）

女子刑務所には、高齢者が少なくない。その一人が言った。「経済的に苦しくなって、住んでいるところから出なければならなくなって、かっとなって暴力を振るってしまった」と。彼女はそれまでは普通に、真面目に生きてきた専業主婦だったが、その時は極限的な精神状態になって感情が爆発しての暴力だった。今では後悔し、自分を責め続けている。

人が事件に巻き込まれるのは、時として、ものの弾みであり、時として、人生の歯車が突然、悪い方に回り出した時が多い。この時点で、家庭であれ、職場であれ、地域であれ、近くにいる人の気づきが大事である。どんなにお節介でもかまわない、勇気をもって声を出し、手をさしのべることで犯罪を抑止することができる。迅速な入り口支援である。必要なのは、事前の防止、「火の用心」ならぬ「犯罪用心」である。

2016年（平成28年）の再犯防止推進法の成立により、刑務所を出た人への「就労」や「住居」の確保といった社会復帰支援のみならず、地方公共団体や民間協力者の連携によって地域社会で孤立しないようにする取組が求められている。人事ではなく、自分事として、罪を犯した人を地域住民が包摂することで再犯の防止が可能になると確信している。

※18 特別プログラムは、性に関するプログラム、摂食障害に関するプログラム及び自傷行為に関するプログラムから構成され、自己を害する行動が深刻である在院者を対象に実施している。

③ 少年・若年者

(1) 序論

政府は、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）に、「学校等と連携した修学支援の実施等」や「少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等」などを明記し、それらの取組を推進してきた。その結果、若年（26歳未満）の出所者の2年内再入率（**特2-3-1**参照）や少年院出院者の2年以内再入院率（**特2-3-2**参照）はおおむね減少傾向にあるなど、若年者や少年に対する再犯防止の取組には、一定の成果が認められるものの、出所受刑者（全体）の2年以内再入率（【指標番号3】参照）のそれと比較すると、いずれの減少幅も小さい現状にあることが認められる。また、少年院出院者の2年以内再入院率は、直近の2020年（令和2年）出院者で9.0%となっており、政府目標（8.8%）にわずかに届いておらず、若年者、少年の再犯・再非行防止のための取組は、今後も、重点的に取り組む必要がある。

(2) 指標

特2-3-1 若年の出所者の2年以内再入率

（平成28年～令和2年）

年次 （出所年）	若年者（26歳未満）	
	出所受刑者数	2年以内再入者数
平成28年	869	84 (9.7)
29	761	86 (11.3)
30	765	67 (8.8)
令和元年	696	59 (8.5)
2	677	57 (8.4)

- 注 1 法務省調査による。
 2 年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入時時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 3 () 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

特2-3-2 少年院出院者の2年以内再入院率・刑事施設入所率

（平成28年～令和2年）

年次 （出院年）	出院者人員	再入院者人員	再入院・刑事施設入所者人員
平成28年	2,750	281 (10.2)	295 (10.7)
29	2,475	245 (9.9)	268 (10.8)
30	2,156	210 (9.7)	235 (10.9)
令和元年	2,065	208 (10.1)	229 (11.1)
2	1,698	152 (9.0)	164 (9.7)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「再入院者人員」は、少年院出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 () 内は、各年の少年院出院者の人員に占める、各欄の人員の比率である。
 4 「再入院・刑事施設入所者人員」は、少年院出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

(3) 主な取組と課題

ア 「少年受刑者」及び「26歳未満の若年受刑者」に対する処遇の現状と課題

2020年（令和2年）10月、法務大臣による諮問第103号に対し、法制審議会において、再犯防止対策の観点から、「若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」として、刑事施設において、少年院の

知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者をいう。以下同じ。）の特性に応じた処遇の充実を図るための施策が講じられることを期待するとの答申がなされた。

従来から、20歳未満の少年受刑者に対しては、少年院と同様、個別担任制を導入するなどし、手厚い処遇を実施していたが、本答申を受けて、その対象年齢を拡大するとともに、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した刑事施設における処遇を充実させるため、2022年（令和4年）9月から、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて、小集団のユニットの中で、手厚い指導を実施する「若年受刑者ユニット型処遇」を開始した。

具体的には、若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者から対象者を選定し、おおむね30名以下の小集団に編成したユニットで共同生活を送らせることにより、基本的な生活能力、対人関係スキル等の向上、自主性、自律性、社会性等の伸長を図ることとした。また、個別担任制の導入等により、受刑者と職員間の対話を通じた信頼関係構築に基づく処遇の展開を柱に据えつつ、矯正処遇等の実施に当たっては、自身の犯した罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を念頭に置いた作業指定や職業訓練、それぞれの学力を踏まえた重点的な教科指導等を行うなど、若年受刑者の特性に応じたものになるよう配慮している。加えて、必要に応じ円滑な社会復帰を図るため、更生保護官署が行う生活環境の調整への積極的な協力、出所後の就労に向けた各種支援を丁寧に行っている。

さらに、少年院である市原学園を刑事施設に転用することとし、2023年度（令和5年度）内を目途に、知的障害等により特に手厚い処遇が必要と認められる若年受刑者を、少年院と同様の構造・設備を備えた施設に収容し、基本的な生活能力、対人関係スキル等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う「少年院転用型処遇」を開始する予定である。

今後は、「若年受刑者ユニット型処遇」及び「少年院転用型処遇」の効果的な運用に努めるとともに、その実施状況を検証し、更なる処遇の充実を図っていく必要がある（特2-3-3参照）。

特2-3-3 「若年受刑者ユニット型処遇」及び「少年院転用型処遇」の概要



出典：法務省資料による。

イ 在院者に対する処遇の現状と課題（修学支援を含む）

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号、以下、本項において「改正少年法」という。）において、18歳及び19歳の者を、特定少年として他の少年と別に扱う特例が設けられたことや、民法等の一部を改正する法律（平成30年法律59号、以下、本項において「改正民法」という。）の施行により新たに、18歳及び19歳の在院者が成年となることを踏まえ、法務省は、2021年（令和3年）に「罪を犯した18歳及び19歳の者に対する矯正教育（仮）に係る検討会」を開催し、特定少年に対する矯正教育等の在り方について検討を行った。同検討会は、2021年（令和3年）5月、特定少年が自己の責任を自覚するための指導、成年としての権利と義務を理解できるような教育の充実、18歳及び19歳の若者の多くが高等学校へ進学している現状等を踏まえたより積極的な修学支援や出院後の継続的な学習支援等の実施のほか、時代のニーズに適合した知識や技能を習得できるような職業指導や、社会復帰を見据えた職場体験の機会の拡大等を内容とする報告書を取りまとめた（特2-3-4参照）。

法務省は、改正少年法の施行後、こうした各種施策を実施している（【施策番号1、3及び80】参照）。今後は、同法の施行状況を踏まえつつ、特定少年に対する処遇を含めた少年院における処遇の在り方を更に検討していく必要がある。

特2-3-4 18歳・19歳の者に対する矯正教育の充実

18歳・19歳の者に対する矯正教育の充実

令和3年5月
法務省矯正局少年矯正課

法制審議会の答申において、罪を犯した18歳・19歳の者は、民法上等で成年として位置付けられる一方、可塑性を有する存在であり、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきであるとされたことを踏まえ、少年院における矯正教育の在り方について外部有識者を交え検討会を実施

検討会

令和3年1月から同年3月にかけて、全5回実施

検討会参加者

外部構成員（敬称略、50音順）

- 伊藤 茂樹（駒澤大学総合教育研究部教職課程部門教授）
 - 工藤 啓（認定NPO法人育て上げネット代表理事）
 - 中島 幸子（NPO法人レジリエンス代表）
 - 中村 すえこ（セカンドチャンス!・映画「記憶」監督）
 - 成瀬 剛（東京大学法学部政治学研究科准教授）
- 法務省矯正局少年矯正課

【検討会結果概要】

現行法下での少年院における処遇を基本的に維持しつつ、以下の課題について検討すべき

<p>○民法上等の成年であり、責任ある主体として積極的に社会参加すべき存在</p>	<p>○18歳・19歳を対象とした新たな教育プログラムを導入（非行の反省と責任の自覚の喚起を組み合わせた指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己の非行の反省 ●成年であることの自覚と責任の喚起 ●社会参加に必要な知識の付与（主権者・消費者教育等） □在院者同士の主体的・実践的な活動（グループワーク、寮内活動等）
<p>○出院後、幅広い進路選択を可能とする指導・支援</p> <p>○職業指導種目の偏り・固定化</p>	<p>○学びの機会確保（出院後の進路選択の可能性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高等学校卒業程度認定試験の受験 ●通信制高校への入学
<p>○在院中から社会とのつながりを意識した活動</p> <p>○自主的・自律的活動</p>	<p>○時代のニーズに対応した職業指導種目の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ICT技術の習得 ●複数の資格取得 ●多様な職業体験
<p>○円滑な社会復帰を見据えた多様な活動</p>	<p>○円滑な社会復帰を見据えた多様な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域等と連携したボランティア活動等（地域の課題解決に関与） ●出院後関わる支援者等との関係構築 ●入院早期から帰住先の確保や出院後の生活設計の調整

【対応】 検討結果を踏まえ、矯正教育の見直しや少年院での処遇への取り入れを検討する。

出典：法務省資料による。

【当事者の声】 ～少年院を仮退院するにあたって～

少年1（性別：男子、非行名：恐喝、窃盗）

①少年院に入る前の生活

高校をさぼったり、問題を起こして退学になりました。家族ともうまくいかず、家にも居場所

はありませんでした。不良仲間と過ごす場所が自分の居場所になり、盗みや暴力等の非行を繰り返し、少年院送致になりました。

②少年院の生活で得たものや学んだこと

集団生活で感情のコントロールができるようになったり、人の気持ちを考えられるようになりました。また、役割活動を通して責任感を持って行動できるようになり、初めて自信が持てました。苦手なことも挑戦することで、継続力、忍耐力、協調性が身に付きました。

③仮退院後の目標や展望

再犯しないために、少年院で学んだことを忘れず、被害者のためにも仕事中心の生活をしたいです。そして、周りに流されず、よく考えて生活したいです。家族とは、少年院の面会で話し合えるようになったので、悩み等を相談していきたいです。

少年2（性別：女子、非行名：覚醒剤取締法違反）

①少年院に入る前の生活

少年院に入る前は、昼夜逆転し、家に帰らないことも多くあったと思う。仕事は風俗関係でその先輩から覚醒剤や大麻を譲ってもらい、一人で使ったり、何人かで使い回すこともあった。薬に依存している訳ではなかったが、やめる気はなかった。また、周りはヤクザや不良が多く、断れる雰囲気ではなかった。

②少年院の生活で得たものや学んだこと

少年院の生活では、危険物取扱者試験や珠算・漢字検定等に挑戦し、当初は私は何もできないと思っていたので、合格し自信になったと思う。また、問題性別指導の授業では、自分の考え方の間違いに気が付くことができ、人に頼ることができるようになったと思う。さらに今まで気付かなかったけど、多くの人に支えられていることが分かり、感謝する気持ちを持てるようになった。

③仮退院後の目標や展望

仮退院後は、犯罪や非行のない普通の生活を送っていききたいと思う。普通が一番だと今は思う。私は現場仕事が好きなので、将来の夢は建設・建築関係の会社の社長になることと同時に、ガテン系女子の作業服や美容についても興味があるので、そのような分野にも携われるような仕事をしていきたい。

ウ 少年に対する保護観察処遇の現状と課題

少年の保護観察対象者の特性について見ると、保護観察の類型別処遇における「精神障害」類型に該当する少年の割合が増えており、2021年（令和3年）末現在係属中の保護観察事件では、少年院仮退院者の4人に1人が当該類型に該当し、そのうち約6割が発達障害と認定される現状にある。こうした現状を背景として、少年に対する保護観察においては、少年一般に求められる処遇の充実に加え、個々の特性に応じた指導・支援の実施がこれまで以上に求められている。

個々の特性に応じた指導・支援の実施については、2021年（令和3年）1月から新たな類型別処遇を開始し、精神障害の下位類型として、発達障害と知的障害を加えるなどした上、類型ごとの問題性に応じた処遇指針を新たに策定し、これに即した効果的な指導・支援の実施を進めている（【施策番号82】参照）。

また、関係機関との連携の推進の点においては、少年院に送致された少年のうち、精神障害を有する者や保護者等が引受けに消極的な者など、その資質や環境上の事情等に照らして、円滑な社会復帰のため特別な配慮が必要な者について、少年院送致後の早期から関係機関が効果的に連携・協議を行い、生活環境調整の基本方針や社会復帰支援計画を作成するなど、保護観察期間の満了に至るまで、継続的かつ効果的な指導・支援体制の構築を図っている。

さらに、2022年（令和4年）4月の改正少年法の施行を受け、18歳及び19歳の特定少年に対する処遇の充実を図るための方策として、薬物再乱用防止プログラムや性犯罪再犯防止プログラム等の専門的処遇プログラムについて、必要性が認められる場合は、これらの受講を特別遵守事項として義務付けることができるようにしたほか、特定少年は就労等を通じた社会的自立を果たしていく過程にあること等を考慮し、就労支援の一環として、社会的自立に向けた勤労観・職業観を身に付けることなどを内容とする「ジョブキャリア学習」を導入した。

これらのほか、高等学校に進学していない者及び高等学校中退である者が少年の保護観察対象者の半数以上を占めている実情から、修学の継続が必要な事案について、民間ボランティア等の協力も得て、地域における効果的な修学支援を推進することとしている。また、修学支援の一環として、沼田町就業支援センター（【施策番号92】参照）において、少年の保護観察対象者を対象とするキャリア教育^{*19}を実施することとしている。

(4) 今後の展望

改正民法や改正少年法により、少年・若年者の位置付けに大きな変革があった。また、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）により、受刑者について改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となった。

こうした各法改正の趣旨を踏まえ、少年・若年者に対する処遇の在り方は大きな転換点を迎えているといえ、今後、各法改正の趣旨を踏まえた新たな取組の効果も検証しつつ、更なる処遇の充実を図っていく必要がある。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

清水義憲委員（更生保護法人清心寮理事長）

「(1) 序論」において、再入率がおおむね減少傾向にあるものなお一層の重点的取組みが必要とされている。国の計画として数値目標と評価は必要である。一方で、現場で取り組む刑務官、少年院教官、保護観察官、保護司、あるいは更生保護施設職員の方々はこのような数字を気にすることは少ない。彼らが向き合っているのは数字ではなく目の前にいる一人ひとりがすべてであり、そこにかけた思いの深さがこの制度を支えている。本特集を概観すると、「個別担任制の拡大」、「小集団ユニットによる処遇」、「個々の特性に応じた指導・支援」、「修学・就労などのキャリア教育」など、一人ひとりに向き合う取組を支える仕組みが丁寧に施され、現場従事者の思いとかみ合わされている。この方向性が大切であり、さらに進めていただきたい。

若い人たちの更生を支える現場はいわば社会の「川下」で課題を受けとめる後がない役割でもある。近年はその課題の重さが年々増している。そこで大切なのは、若い人たちの抱える課題をこの「川下」だけで抱え込むのではなく、その優れた知見を保護者、教育機関、地域社会などの「川上」に届け、連携して社会全体の課題にしていくことであり、苦しんできた若い人たちが「相談することを知った」と言っているように、安心と信頼を感じさせ、大人への相談につながる環境作りが重要である。

※19 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

第3節 実施者別に見た再犯防止施策の課題と今後の展望

1 地方公共団体

(1) 序論

2016年（平成28年）12月に成立・施行された「再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」において、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、再犯防止施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定め、それらの施策を実施する責務を有することが明記された。しかしながら、多くの地方公共団体にとって、再犯防止はこれまで取り組んだことがない事業であり、具体的な取組を進めるためのノウハウや知見が蓄積されていなかったため、法務省では、「地域再犯防止推進モデル事業」の実施や協議会の開催など、地方公共団体の再犯防止施策を推進するための取組を進めている。

また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）の成果目標の一つとして「2021年度（令和3年度）末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援する」旨が定められていたところ、2022年（令和4年）4月1日現在、371の地方公共団体で同計画が策定されている。

(2) 指標

特3-1-1 地方再犯防止推進計画策定数（策定方法別）

地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別^{*1}）

地方公共団体	策定数	策定方法	
		単独で策定	他の関連計画 ^{*2} へ包含して策定
都道府県	47	43	4
指定都市	18	9	9
その他の市町村（特別区を含む）	306	73	233

注 1 法務省調査による。

2 令和4年4月1日の数値である

※1 地方再犯防止推進計画の策定に代えて条例を制定した地方公共団体も含む

※2 地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等

(3) 主な取組と課題

ア 地方公共団体の取組の推進

法務省は、国と地方公共団体の協働により、地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査・検討するため、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）までの3年間、「地域再犯防止推進モデル事業」（以下本項において「モデル事業」という。）を実施したところ、法務省からの委託を受けた36の地方公共団体において、地域の実情に応じた様々な取組が進められた。一部の地方公共団体においては、モデル事業が終了した2021年度（令和3年度）以降も、事業を継続して実施している。本項の【当事者の声】では、奈良県がモデル事業以降も取り組んでいる「一般社団法人かがやきホーム」において、実際に林業に従事している当事者の声を紹介する（具体的な取組の内容は、令和2年版再犯防止推進白書の特集p169を参照）。

また、2021年度（令和3年度）からは、こうしたモデル事業の成果や好事例を他の地方公共団体に広く周知・共有するとともに、都道府県と市町村が連携した取組を促進するため、「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会」を開催した。

【当事者の声】～「かがやきホーム」で就労して～

奈良県では「奈良県更生支援の推進に関する条例」に基づき設立した「一般財団法人かがやきホーム」において、出所者等を直接雇用して住居を貸与し、職業訓練や社会的な教育等を実施しています。2021年（令和3年）11月採用の研修員2名（森林組合で林業に従事）から「かがやきホームに就労して」と題し、現在の心境等について次のとおり質問しました。

問1 かがやきホームに採用されて感じたこと

- A 逮捕され全てを失い、やり直したいと志望し採用され、以前とは違う環境で生活できておりとても感謝しています。
- B 他人とのつながりを感じ、当初は知らない土地に不安もありましたが、今は楽しく生活しています。

問2 林業の就労研修について

- A 力仕事や危険なイメージですが、2ないし3人のグループ作業であり、組合員間に気遣いが感じられ明るく楽しい職場です。
- B 林業は正直きついですが、山奥での仕事は煩わしさが無い分気持ちいいです。山中での自作弁当も美味しく、今は慣れて山仕事が楽しいです。

問3 これまで種々の支援を受けて感じたこと

- A 社会貢献作業において福祉施設利用者との交流は非常に励みになります。五條地区更生保護女性会からの生活必需品等の援助に感謝しています。かがやきホーム理事主催の激励会で直接お話を聞いて良かったです。
- B 良好な職場環境や確実な休日等は自分の時間を持って毎日が楽しいです。五條地区更生保護女性会の多大な支援で充実した暮らしができています。激励会でかがやきホーム理事の奈良県の荒井知事、五條市の太田市長、千房グループの中井会長など多くの方々とのつながりができて大変うれしかったです。

問4 今後の目標について

- A 五條市で家庭を持ち、林業を続けたいです。他人を大切に思う気持ちで地域貢献活動しながら普通の暮らしをしたいです。
- B 林業を続けたいです。小さな山を管理しながら山仕事だからできる副業も考えたいです。ベテランと呼ばれるだけの経験を積み重ねます。

特3-1-2 「かがやきホーム」での就労の様子



イ 今後の課題

モデル事業や協議会等の取組から、地域における再犯防止の取組を促進していく上で、以下の課題が明らかになった。

1点目は、国と地方公共団体の役割分担である。現行の再犯防止推進計画等では、国と地方公共団体の役割分担が明確に示されておらず、地方公共団体が実施すべき具体的な施策が明らかでないまま、各地域の実情に応じた取組が進められているため、地方公共団体から国に対し、都道府県や市区町村が果たすべき役割を明示することが求められている。

2点目は、地域における再犯防止の取組に対する理解である。再犯防止施策は、福祉をはじめとした様々な分野にまたがる取組であり、地方公共団体の再犯防止の担当窓口のみで対応できるものでは

なく、また、取組を進めるためには、地域の関係機関や地域住民の理解が重要となることから、地方公共団体内の関係部局や地域住民等への理解促進が必要である。

3点目は、国から地方公共団体への円滑な情報提供である。地方公共団体が再犯防止施策を企画立案し、対象者へ必要な支援を実施するためには、統計情報や支援対象者の情報等を適切に把握することが必要である。法務省では地方公共団体に対して、個人情報に配慮しながらそれらの情報を提供することとしているが、より柔軟かつ円滑な情報提供の方法等について検討することが求められている。

(4) 今後の展望

これまでの取組から明らかとなった課題について、2023年度（令和5年度）からの次期「再犯防止推進計画」において、検討を進め、取組を推進するとともに、協議会の場などを通して把握できる地方公共団体のニーズ等を踏まえ、より一層、地方公共団体における再犯防止の取組を促進していくことが必要である。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

川出敏裕委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

再犯を防止するためには、犯罪をした人が再び犯罪を行うことなく生活していくことができるような環境を整えることが必要であり、そのための就労・住居の確保、医療・福祉の提供などは、その人が現に生活している地方公共団体こそが行い得るものである。その意味では、再犯防止推進法が、再犯防止における地方公共団体の責務を明記したのは必然であったといえよう。その一方で、それまで刑事政策に関与してこなかった地方公共団体にとっては、まさに手探りの状態で活動を始めたというのが実感ではないかと思う。そのような状況で、この間、地方再犯防止推進計画を策定する地方公共団体が成果目標を大きく上回るペースで増加するとともに、モデル事業等を通じて地域の実情に応じた施策が実施されてきたことは、大きな成果といえる。他方で、取組の度合いには地域による格差があることも否定しがたい。モデル事業についてもその期間だけで終わってしまったものもある。今後は、広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市区町村それぞれについて、再犯防止において果たすべき役割を明確にしたうえで、再犯防止のための施策を継続し、進展させられるように、国から、必要な情報提供や人的・物的援助を行っていくことが求められよう。

② 民間協力者1（矯正施設での処遇）

(1) 序論

民間協力者による矯正施設内での活動については、篤志面接委員や教誨師といった長年矯正の分野で活動している方々に加えて、近年では、IT企業・アスリート等、これまで矯正施設とは関わりがなかった方々が新たに矯正施設での処遇に携わる事例が増えている。この傾向は、刑事施設、少年院を問わず確認でき、社会全体で再犯防止に取り組む機運が高まってきている。

(2) 主な取組と課題

ア 広告ポスター制作の職業訓練「販売戦略科」の現状

美祢社会復帰促進センターでは、2018年度（平成30年度）から、法務省、美祢市、株式会社小学館集英社プロダクション及びヤフー株式会社との連携による再犯防止・地方創生連携協力事業として、職業訓練「ネット販売実務科」を実施している。本職業訓練は、Eコマース（電子商取引）等の専門知識及びネットストア運用スキルを受刑者に付与することで再犯防止に寄与するとともに、職業訓練として美祢市の特産品を販売するストアサイトを制作することで、地方創生にも寄与する取組となっている。

2021年度（令和3年度）からは、ネット販売実務科に続く取組として、美祢市、株式会社小学館集英社プロダクション及び株式会社セイトロウデザインと連携し、美祢市の特産品の魅力を引き出す広告ポスターを制作する職業訓練「販売戦略科」を開始した。本職業訓練も、ネット販売実務科と同様に2つの目的がある。1つ目は、広告ポスターの制作過程を通じ、受刑者に物事を的確に伝える表現力や他者との協働の仕方等を学ばせることである。2つ目は、特産品の隠れた魅力を引き出す広告ポスターを制作し、美祢市や生産者に使ってもらうことで、特産品の地産外商を推進し、美祢市の地方創生に貢献することである。受刑者は広告ポスターのレイアウトまで作成し、このレイアウトを基に株式会社セイトロウデザインがポスターとして完成させているところ、初回である2021年度（令和3年度）は、「厚保（あつ）くり」及び「原木しいたけ」の広告ポスターを制作した（**特3-2-1、特3-2-2**参照）。

株式会社小学館集英社プロダクション及び株式会社セイトロウデザインは、再犯防止や地方創生の取組の必要性に鑑み、社会貢献事業の一環として本職業訓練に取り組み、効果の検証も予定している。本職業訓練は、国、地方公共団体そして民間企業が緊密な連携協力を通じ、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）を着実に推進するものであり、SDGsに掲げられているマルチステークホルダー・パートナーシップの下、犯罪をした人を再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現につながる取組となっている。

特3-2-1 「販売戦略科」で制作された広告ポスター「厚保（あつ）くり」「原木しいたけ」

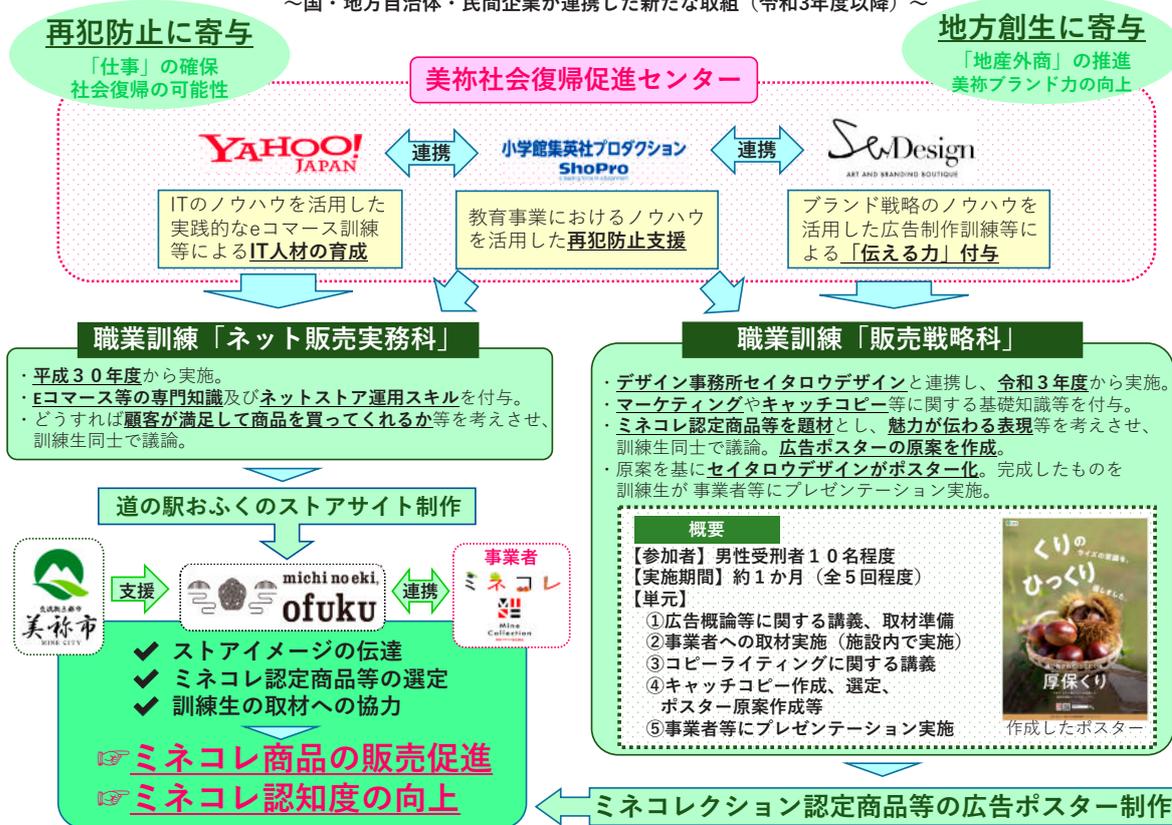


出典：法務省資料による。

特3-2-2 美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業

美祢社会復帰促進センターにおける再犯防止・地方創生連携協力事業

～国・地方自治体・民間企業が連携した新たな取組（令和3年度以降）～



出典：法務省資料による。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

【当事者の声】～職業訓練「販売戦略科を受講して」～**受講者A（男性（24歳） 罪名：窃盗）**

最初は何んな内容なのかもわからずどのようなことを学べるのか、という気持ちで受講させていただいたのですが、1回、2回と受講していくうちに販売戦略科という職業訓練を楽しみにしている自分がいるくらい受講内容を魅力的に感じていました。

キャッチコピーというのはふだん自分が物を買う時等様々な場面で何気なく目にするために、どれだけ考えて答えを出すか、目にしたあとアクションを起こしてもらうには何を求めているのか、相手の気持ち进行うこと等、自分が作る側になって初めてわかった視点を見させてもらうことができました。この先の生活でも今回学んだことを無駄にせず生活をしていき、相手のことを思い、気持ちを考えて行動ができるようにしていきます。そしてとても貴重な体験、楽しい時間を過ごさせていただきありがとうございました。

受講者B（男性（27歳） 罪名：①詐欺、有印私文書偽造・同行使、②窃盗）

今回の販売戦略科の職業訓練を通して、顧客の立場で考えるなど、顧客のニーズに沿って考えることで、訴求力を高めることができ、背景の写真と言葉のバランスを考えることで、より読みやすく、伝わりやすい、ひきつけられる広告を作ることができるということを学びました。また、広告の作成だけでなく、プレゼンテーションをさせていただく機会も作っていただき、大勢の人の前で成果を発表することの緊張感を感じ、仕事の厳しさや達成感を身をもって感じることができ、社会復帰への自信にもなりました。この訓練を通して学んだ知識や技術を社会復帰に向けての就職活動に生かしていくことはもちろんですが、私生活の中でも「相手の立場で考える」という、この訓練で学んだことは、とても大切な事であり、これからの自分に必要なことだと思うので、他人を思いやった行動が取れる人になれるよう、日々、取り組んでいきたいと思ひます。また、残りの受刑生活の中で、もし、もう一度、機会があるのであれば、小売業の仕事に携わりたいという気持ちを強く持っているのひ、また受講させていただきたいという気持ちを持っています。広告作成の大変さは十分に理解しましたが、何より楽しいと思ひたことが今回の一番の収穫だったと思ひます。

イ 少年院で活動する民間協力者

各少年院は、民間協力者を招へいた教育を積極的に展開しており、その活動の場は、各種講話や行事のほか、プログラミング講座や職業体験等の職業指導、寮内での学習支援にまで広がっている。外部の方々との関わりを得ることは、施設内で生活する少年院在院者が社会を感じることでできる貴重な機会であるとともに、少年院の法務教官にとっても、様々な気付きを得る貴重な機会となっている。以下では、少年院での学習支援を行う認定特定非営利活動法人育て上げネット様から、その活動の中で感じた課題等を紹介いただく。

【民間協力者の声】～たくさんの、少しずつのつながりを～ 認定特定非営利活動法人育て上げネット

認定特定非営利活動法人育て上げネットでは、すべての若者が社会的所属を獲得し、「働く」と「働き続ける」を実現できる社会を目指し、若者と社会をつなぐ活動をしています。現在、4か所の少年院で定期的に活動しながら、出院した少年に食糧・生活用品の給付、就労支援を行っています。

複雑な成育歴があり、目の前のことに困っている少年たちとのかかわりは、NPO単体で更生・自立を支えるのではなく、一人ひとりの少年を応援するたくさんの応援者の必要性を私たちに教えてくれています。

私たちは、少年院でのスタディツアーやイベント等を通じて理解者を増やし、少年の更生・自立のための応援団を募っています。企業やNPOだけでなく、プロスポーツクラブや教育機関等も、少年のために活動してくれています。

2021年（令和3年）より、ある高校と協働し、進路相談を開始しました。在学中の生徒や卒業生等に対して、進路相談を軸に、若者が孤立しない場として機能しています。

ある日、その活動に入っているある少年院の先生が、私たちと少年をつないでくれました。その少年は高校に再入学し、進路相談で、再び私たちと出会ったのです。少年の「アルバイト先とうまくいかない悩み」を知り、応援団である企業の方が来てくれました。

春休み、その企業のもとで、体験的にアルバイトをしてみた少年は、今は正社員となり、再犯をせずに頑張っています。ある日、その少年は私たちに教えてくれました。

「出会いと出会うひとが大事だと痛感しました。本当にありがとうございます」と。

(3) 今後の展望

矯正施設での処遇における民間協力者との連携は、施設内での処遇を社会での活動と直結した実践的なものにするだけでなく、被收容者が社会とのつながりを感じるいわば実社会への窓としての役割を担っている。再犯防止と円滑な社会復帰を進めるため、今後も多様な民間協力者の方々と連携協力していくことが重要と考えられる。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

松田美智子委員（公益財団法人矯正協会特別研究員）

矯正施設においては、長年、篤志面接委員や教誨師を始め多くの民間ボランティアの方々の協力をいただけてきましたが、再犯防止への取組が進む中、今まで以上に様々な分野から矯正施設の処遇への関与がなされています。中でも、民間企業の職業訓練や学習支援等への参画は、一定の組織や収益を含めたスキームを整え、企業活動として矯正施設での処遇に携わるもので、民間団体等の資金も含めた創意、工夫の活用として、矯正施設における民間協力の新しい展開と言えると思います。今後とも民間ボランティアの方々の活動に加え、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）にもあるとおり、民間委託の様々な仕組みを考案、実施することを通して、社会的課題に取り組むNPO、民間企業・団体等と連携した再犯防止活動の推進も必要と考えます。

あわせて、民間協力者（団体）におかれては、活動を通して承知される矯正施設の被收容者が抱える困難や問題の諸相や、日々彼らの傍らで励まし指導する矯正職員の姿を、もとより個人情報保護に配慮した上で、一般社会の方々に広く発信していただけたらと思います。矯正施設の被收容者にとって民間協力者（団体）の方々は「社会との懸け橋」であり、それはどのような活動形態であっても等しく第一の意義であると考えます。

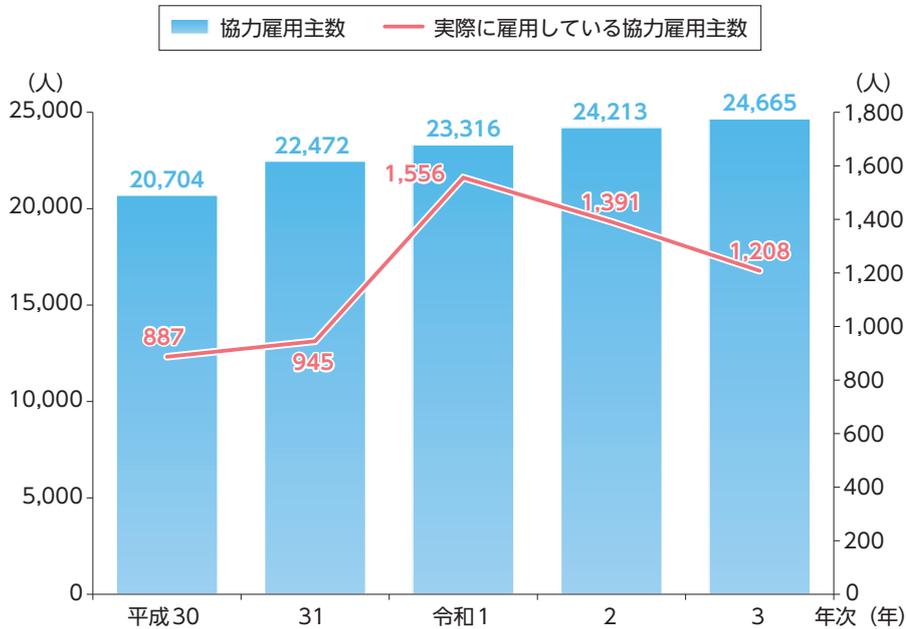
3 民間協力者2（協力雇用主）

(1) 序論

刑務所出所者等の就労の機会を確保することは、再犯防止のために重要であり、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を、2020年（令和2年）までに約1,500社まで増加させるという数値目標が設定された。政府においては「宣言」で設定された数値目標の確実な達成を図るべく、協力雇用主の活動に対する支援の充実に向けた施策を推進し、刑務所出所者等の就労の機会の増加に取り組んできた。

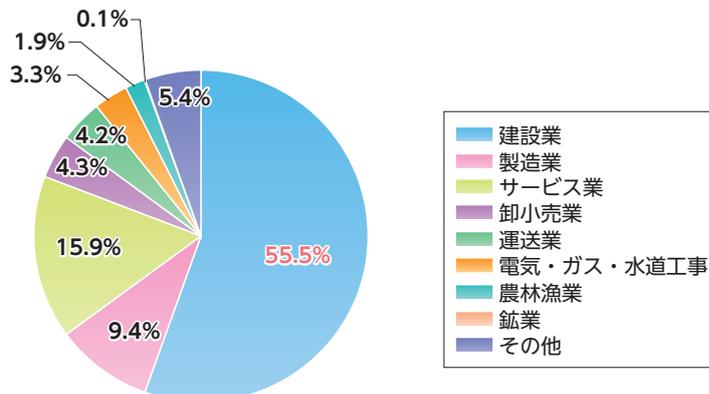
(2) 指標

特3-3-1 協力雇用主数・実際に雇用している協力雇用主数



注 1 法務省調査による。
 2 平成31年までは4月1日、令和元年以降は10月1日現在。

特3-3-2 業種別の協力雇用主の割合



注 1 法務省調査による。
 2 令和3年10月1日現在。

(3) 主な取組と課題

2018年度（平成30年度）から2021年度（令和3年度）までの協力雇用主の活動に対する支援の取組状況を紹介します。

刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の不安や負担を軽減させるため、「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」（【施策番号11】参照）により、4年間で13,967件の支給を実施したほか、「身元保証制度」（【施策番号11】参照）を4年間で7,558件を活用した。

また、刑務所出所者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等を目的として、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組（【施策番号15】参照）を推進し、更生保護官署では4年間で117件の公共調達を協力雇用主が受注しているほか、入札参加資格審査及び総合評価落札方式において刑務所出所者等の雇用実績がある協力雇用主に対して優遇措置を導入する地方公共団体は、2018年（平成30年）の198団体から、2021年（令和3年）12月末時点では239団体に増加している。

こうした取組により、2018年（平成30年）4月1日において20,704社であった協力雇用主の数は、2021年（令和3年）10月1日現在24,665社に増加した。また、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数（以下「実雇用主数」という。）は、2018年（平成30年）4月1日の887社から、2019年（令和元年）10月1日には1,556社まで増加し、2021年（令和3年）10月1日現在は1,208社となっている。（特3-3-1参照）

一方、協力雇用主数と実雇用主数には大きな開きが見られ、協力雇用主となりながらも実際に刑務所出所者等の雇用に結びついていない事業主が多いこと、協力雇用主の約5割が建設業を占めるなど業種の偏りが生じていることが、今後の課題である（特3-3-2参照）。

【当事者の声】～協力雇用主の下で働いて～ 男性・サービス業（有）野口石油

1 協力雇用主の下で働くことになったきっかけを教えてください。

仕事のことを担当保護観察官に相談し、私がこれまで10年間経験した自動車関係の仕事に就きたいと希望すると、犯罪をした人の事情を承知した上で進んで受け入れてくれるガソリンスタンドがあると教えてくれました。

2 業務の内容や、やりがいについて教えてください。

現在、給油・洗車・整備など、ガソリンスタンドで行うあらゆる仕事をしています。また、新入社員や後輩にアドバイスをすることなども任されています。皆で決めた目標が達成できたときにやりがいを感じています。

3 協力雇用主の下で働いて良かったこと、安心したことについて教えてください。

自分の立場を理解してくれることです。保護観察中は、平日に保護観察所で保護観察官の面接を受けなければなりません。職場に迷惑をかけるのではないかと心配でしたが、会社が仕事の融通を利かせてくれ、安心して保護観察所に行くことができました。

4 働く上で大切にしていること、これからの目標などがあれば、教えてください。

この会社では、犯罪者という立場を気に掛けず、普通に接してくれる人ばかりです。こうした温かい目で見えてくれる人たちを大切にしていきたいです。

刑務所に入っているときは、投げやりな気持ちになることもありましたが、今、仕事を優先した、犯罪とは縁のない生活を送ることができているので、自分のように人生をあきらめずに更生したいと思っている人にとって、何かの支えになればいいなと思っています。

(4) 今後の展望

当事者の声からも分かるように、刑務所出所者等の個々の事情を理解し、「雇用」という側面から

自立を支える協力雇用主は、再犯防止に欠かせない重要な民間協力者であり、政府においては協力雇用主の活動に対する支援を充実させ、実雇用主数の増加に向けた取組を一層進めることが肝要である。

刑務所出所者等の場合、就労後の職場定着に課題を抱える者が少なくないことから、雇用した協力雇用主に対する継続的な支援として、職場定着に必要な寄り添い型の支援を刑務所出所者等と雇用主の双方に行う更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）の充実を図るほか、適切な職業マッチングを実現するよう、協力雇用主の職種の多様化を進めていくことが必要である。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】

野口義弘委員（有限会社野口石油取締役会長（協力雇用主））

「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）の重点課題において、就労・住居の確保が1番目に掲げられたことからわかるように、刑務所出所者等の社会復帰には就労が欠かせません。そのため、この5年間で様々な取組が進められ、相応の成果が得られたと思います。

私自身も協力雇用主として多くの刑務所出所者等を雇用してきましたが、協力雇用主は、刑務所出所者等が再犯・再非行しないように、就労を通じて、本人の人権を尊重して、立ち直りを支援していくことが社会的な使命と考えています。

【当事者の声】に寄稿した職員を採用した当初は、就労意欲はありましたが、目が鋭く威圧的な雰囲気を感じました。そこで、仕事の技能とともに礼儀作法を丁寧に教え続けたところ、見違えるほど成長し、今では当社にとって欠かせない人材に成長しました。

今後も、一人でも多くの刑務所出所者等を社会復帰させるため、彼らと向き合いながら、就労を通じて支援していきたいと思っています。



4 民間協力者3（保護司）

(1) 序論

保護司は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中で健全な一員として更生するよう、保護観察官と協働して保護観察等を行うなど、更生保護の中核の役割を果たしており、地域社会の安全・安心にとって欠くことのできない存在である。

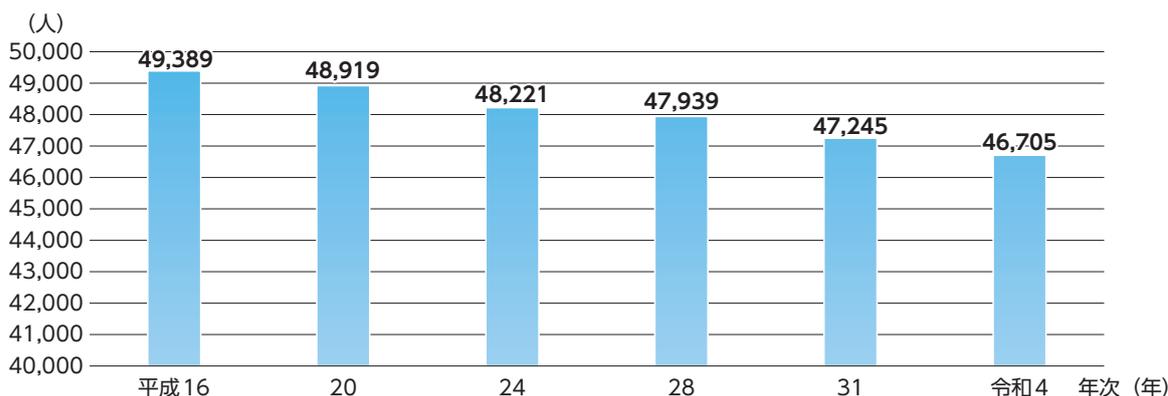
2021年（令和3年）3月、京都コンгрессのサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択され、我が国の保護司制度は“HOGOSHI”として、国際的な評価と共感を得ることとなった。

しかし、近年、保護司数は減少の一途をたどり、高齢化も進んでいる。その背景には、人口の減少や地域における人間関係の希薄化といった社会的要因に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、保護司制度の維持が危惧される状況にある。（特3-4-1、特3-4-2参照）

こうした状況を踏まえ、地域社会の変化に適応し、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れ、やりがいを持って長く活動できるよう、保護司活動に対する支援に取り組む必要がある。

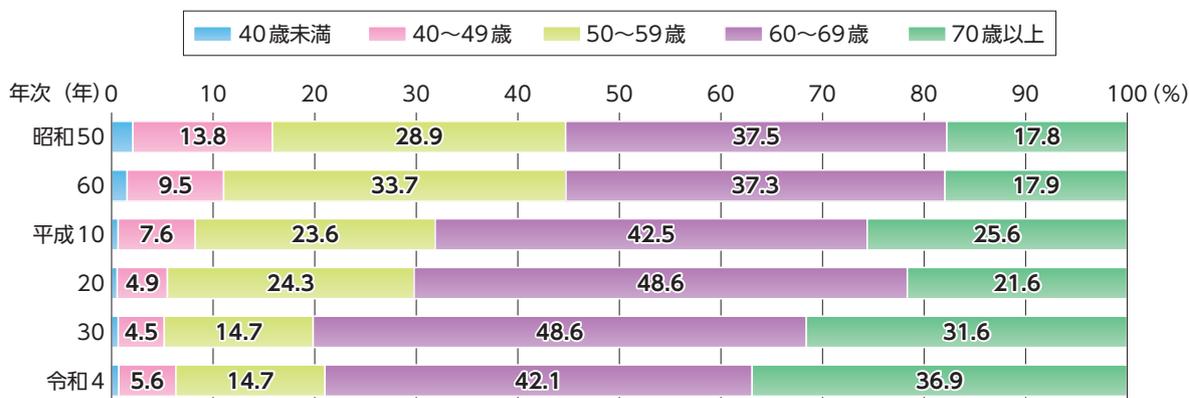
(2) 指標

特3-4-1 保護司数の推移



注 法務省調査による。

特3-4-2 保護司年齢別構成の推移



注 法務省調査による。

(3) 主な取組

法務省において、保護司活動に対する支援のために進めてきた主な取組は、以下のとおりである。

ア 保護司の活動場所の整備

保護司会を始めとする更生保護関係団体の活動の一層の充実強化を図ることを目的とした「更生保護サポートセンター」（【施策番号93】参照）を、2019年度（令和元年度）までに、全ての保護司会に整備した。多くの更生保護サポートセンターが面接室を備えているほか、保護司会活動の活性化や地域のネットワーク構築の拠点としても機能している。さらに、その立地条件や開所時間による制約を補うため、2021年（令和3年）7月以降、2022年（令和4年）4月までに、全国886の保護司会のうち103の保護司会で887か所の公共施設を、新たに面接場所として確保した。

イ 保護司活動のデジタル化の推進

従来、保護司が保護観察所に提出する報告書は、情報セキュリティの観点から手書きにより作成しており、この作業は、保護司にとって大きな負担であった。これを踏まえ、2021年度（令和3年度）から、こうした報告書の提出などを、情報セキュリティを確保した上で、インターネットを通じて行うことができる保護司専用ホームページ（通称“H@（はあと）”）の運用を開始し、インターネット端末を所持していない保護司に貸与するためのタブレット端末を一部の保護司会に配備するなど、保護司活動のデジタル化に着手した。

2022年（令和4年）7月1日現在、約1万5,500人の保護司がH@の利用を開始している。

ウ 保護司の複数指名の積極的な実施

2021年（令和3年）3月、保護観察及び生活環境調整の事件における担当保護司を複数指名することにより、保護司の負担軽減や適切な役割分担による処遇の充実等を図る「保護司の複数指名」（【施策番号90】参照）を積極的に実施することを全国の保護観察所に通達し、同年6月からその運用を開始した。

2021年度（令和3年度）は、保護観察1,267件、生活環境調整1,089件において、担当保護司の複数指名を行った。

エ 地方公共団体からの協力の確保

2021年（令和3年）7月、総務省と法務省の連名により、全国の地方公共団体の首長に対し、①保護司適任者に関する情報提供及び職員の推薦等、②保護司が自宅以外で面接できる場所の確保、③保護司を始めとする更生保護ボランティアに対する顕彰等、④保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置、⑤地方再犯防止推進計画の策定等における配慮、といった、保護司活動に対する支援を依頼する文書を発出した。これを踏まえて、各保護観察所において、管内の地方公共団体宛てに、個別に協力依頼を行っている。

(4) 今後の課題と展望

以上のとおり、保護司適任者の確保に向け、さまざまな取組を進めてきたところだが、なお保護司数の減少傾向及び高齢化が解消されたとはいえない状況にある。保護司制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、引き続き、保護司活動に伴う負担の軽減や活動基盤の強化といった保護司活動に対する支援を通じて、保護司適任者の確保を進めていくとともに、将来に向けて持続可能な保護司制度の在り方について、中長期的視点から検討していく必要がある。

【再犯防止推進計画等検討会 有識者委員からの講評】**森久保康男委員（更生保護法人全国保護司連盟副理事長）**

私は、保護司活動は、人と人とのつながりを取り持つ活動だと思っています。どんな問題を抱えた人であっても、信じて見守ることの大切さを実感しているからこそ、辛抱強く取り組んで来られましたし、そこにやりがいも感じてきました。

足下を見れば、なり手不足の問題を抱える保護司制度ですが、近年は、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）の後押しを得て、保護司適任者を確保するための取組を、全力で進めてきました。いまだ課題は多く、道半ばではありますが、私は、この素晴らしい保護司制度を、変わりゆく地域社会にあっても、常にやりがいをもって活動できるものであるよう、しっかりと次の世代に継承したいと思っています。

そのためには、次の5か年においては、これまでに行ってきた保護司活動に対する支援の取組を更に強力に進めていくことに加えて、保護司の待遇や活動環境、年齢条件の在り方など、制度の骨格に関することも含めて、検討する必要があると考えています。

引き続き、再犯防止推進計画等検討会での議論に微力を尽くしてまいります。

第4節 終わりに～次期「再犯防止推進計画」の策定に向けて～

政府は、2017年（平成29年）12月に「再犯防止推進計画」を閣議決定して以降、地方公共団体、民間協力者との連携を一層強化し、一丸となって再犯防止の取組を推進してきた。

再犯防止については、「出所受刑者の2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする」という政府目標^{※20}を設定していたところ、2020年（令和2年）に、2019年（令和元年）出所者の2年以内再入率が15.7%まで低下し、政府目標を1年前倒しで達成した。また、2021年（令和3年）には、2020年（令和2年）出所者の2年以内再入率が15.1%まで低下するなど（【指標番号3】参照）、再犯防止の取組は着実に成果を上げていていると考えられる。

一方で、現「再犯防止推進計画」の策定からこれまでを振り返ると、本特集で触れたように、女性や高齢・障害者に対する指導・支援、保護司を始めとする民間協力者の確保など、解決すべき課題も少なくない。また、本白書における新たな試みとして、【当事者の声】や【再犯防止推進計画等検討会有識者委員からの講評】を特集の中で掲載したが、そこから、今後の再犯防止の取組の推進に向けて様々な示唆をいただいたところである。

有識者委員や関係省庁を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」では、本特集で指摘した課題を踏まえ、次期「再犯防止推進計画」の案の検討を進めているが、同検討会が、2022年（令和4年）4月に決定した「次期再犯防止推進計画の策定に向けて」では、

- 刑務所出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を実現すること
- 「就労」や「住居」の確保のための支援をより一層強化することに加え、刑務所出所者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること

が次期「再犯防止推進計画」の3つの基本的な方向性として示されたところである。

現在、これらの基本的な方向性等を基に、2023年度（令和5年度）以降の5年間で実施すべき具体的な取組の検討を行っている。今後は、有識者の御意見に加え、意見募集（パブリックコメント）の御意見も踏まえながら検討を進め、2022年度（令和4年度）中に次期「再犯防止推進計画」を閣議決定し、さらに、再犯防止の取組を進めたいと考えている。

※20 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）において定められた数値目標である。過去5年（2006年（平成18年）から2010年（平成22年））における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、これを2021年（令和3年）までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、2020年（令和2年）出所者について16%以下にすることが数値目標となる。